

アルコール検知器協議会

活動内容

アルコール検知器協議会
2015年6月23日

アルコール検知器協議会設立の目的と活動内容

第2条（目的）

本会は、アルコール検知器の技術や品質の向上、ならびにアルコール検知器の普及啓発によって業界の地位の向上を図る。

本会は、関係官庁、各団体との連携と会員相互の協調を通じて、アルコールの過剰摂取や短時間での大量摂取等に代表される飲酒問題や自動車等の飲酒運転の根絶に寄与することを目的とする。

本会は、営利を目的としない組織である。

第3条（活動）

本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) アルコール検知器の利用と活用に係る普及および啓発。
- (2) アルコール検知器の技術・品質向上のための調査研究。
- (3) アルコール検知器および飲酒運転防止に関連する法令の周知および広報。
- (4) アルコール検知器に関連する行政機関との連絡、協議。
- (5) アルコール検知器や飲酒の専門知識を用いた道路交通安全の促進および普及。
- (6) アルコール検知技術や交通安全政策に関する国際交流。
- (7) アルコール健康障害対策基本法に関連する行政機関および各団体等との連携。
- (8) その他、会の目的を達成するために必要な活動。

- 1) 協議会の存在意義
- 2) 目的を達成するための活動
- 3) 活動予定（中期ロードマップ）

活動予定（3カ年）

活動内容	初年度	2年目	3年目
	2015	2016	2017
設立総会	→		
第1回総会	→		
プレスリリース	→		
WGの立ち上げ	→		
各業界団体への認知活動	→		
現行法令の整理	→		
HPの制作	→		
啓発資料の拡充	→		
性能要件（自主基準）	→		
プラン2009への協力提言	→		
目的別 検知器選定ガイドライン	→		
飲酒運転防止条例の研究		→	
検知器を使った独自の教育プログラム		→	
T2016への参加、他国調査		→	
飲酒運転違反者 対策の研究		→	
OIML R126 WGとの情報共有		→	
飲酒運転防止シンポジウム開催			→

アルコール検知器とは なにか？

アルコール検知器は
何のために存在しているのか？

正式名称は？（日本国内）

飲酒検知器

酒気帯びチェッカー

飲酒感知器

飲酒チェッカー

飲酒検知管

アルコールチェッカー

アルコール濃度計

アルコール検査器

アルコールメーター

呼気チェッカー

飲酒検査器

アルコールセンサー

アルコール測定器

呼気中アルコール濃度測定器



正式名称は？（日本国外）

Breathalyzer

Breath testing device

Evidential breath tester

Alcohol tester

Breath alcohol Tester



Portable Breath tester

Breath analyzer

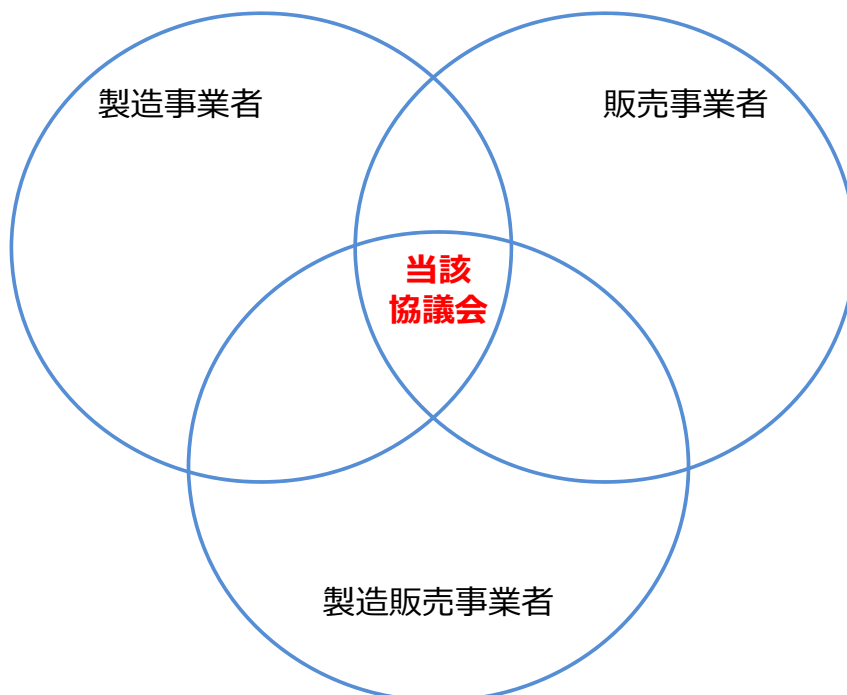
Breath Tester

Screeners for breath alcohol

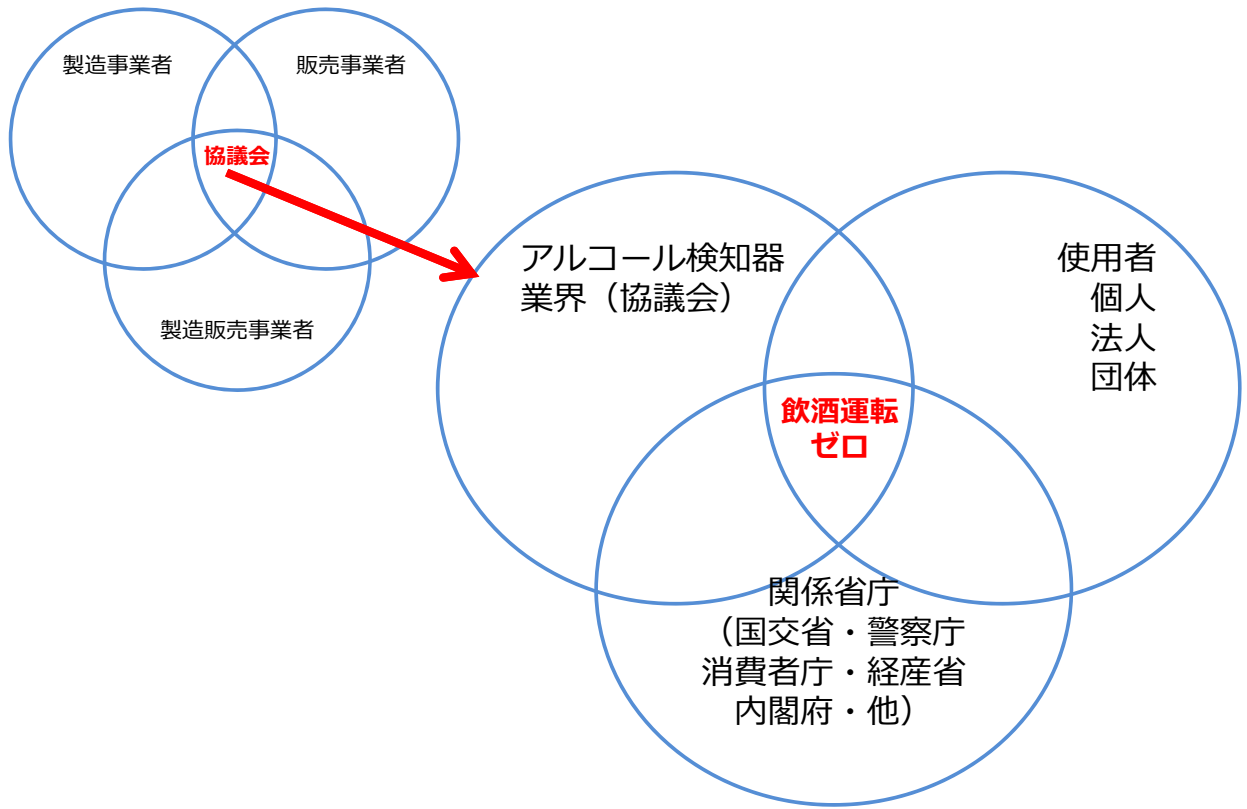
Alcohol Screening Device

Alcohol measurement instrument

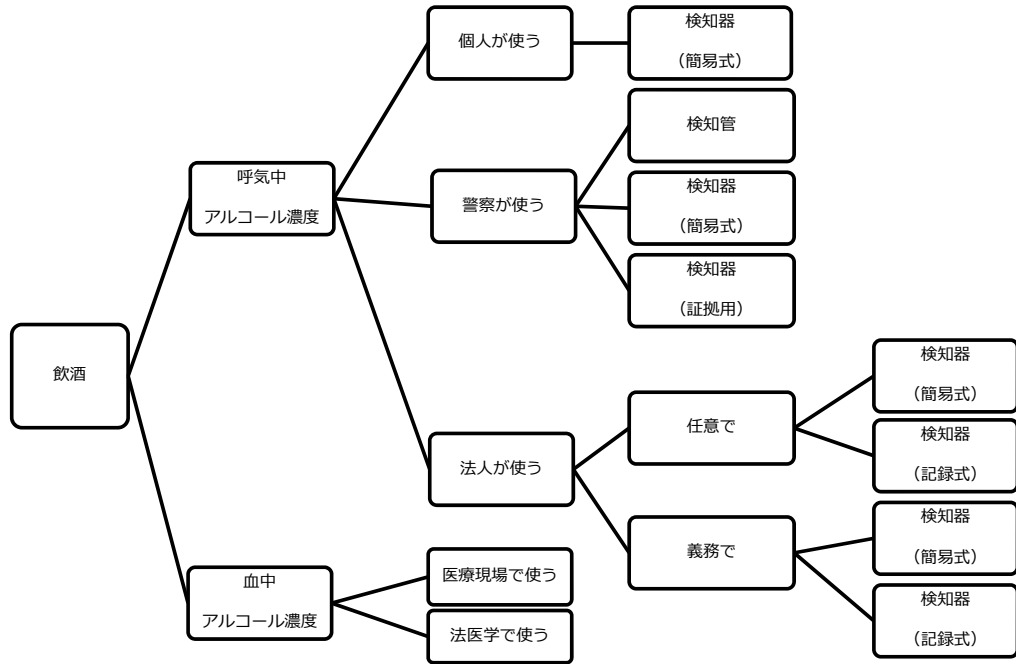
協議会の位置づけ（1）



協議会の位置づけ（２）

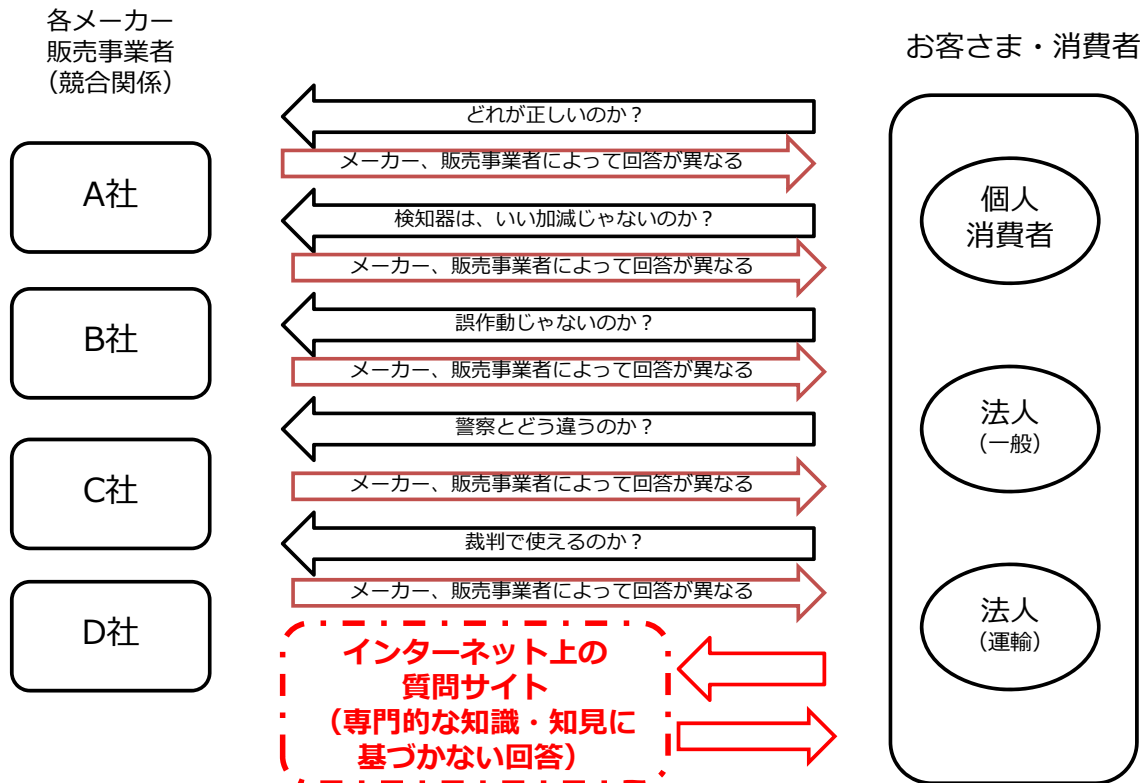


(1) アルコール検知器の利用と活用に係る普及および啓発



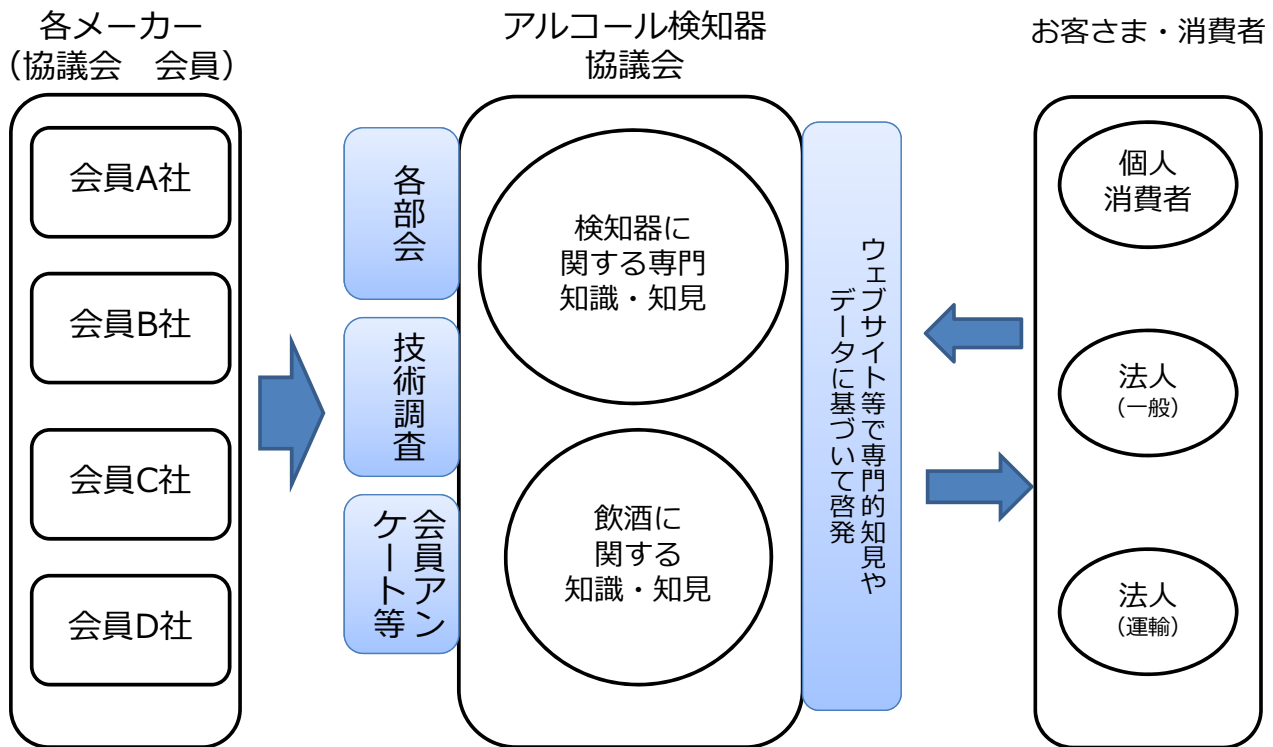
誰が使うのか？ 何のために使うのか？ 何のために使えるのか？
 目的によって「測る対象」「測る性能」「測るための形状」等が変わってくる

業界の地位向上 ~誰が 何が 正しいのか？



業界の地位向上

～正しい情報を提供する義務～

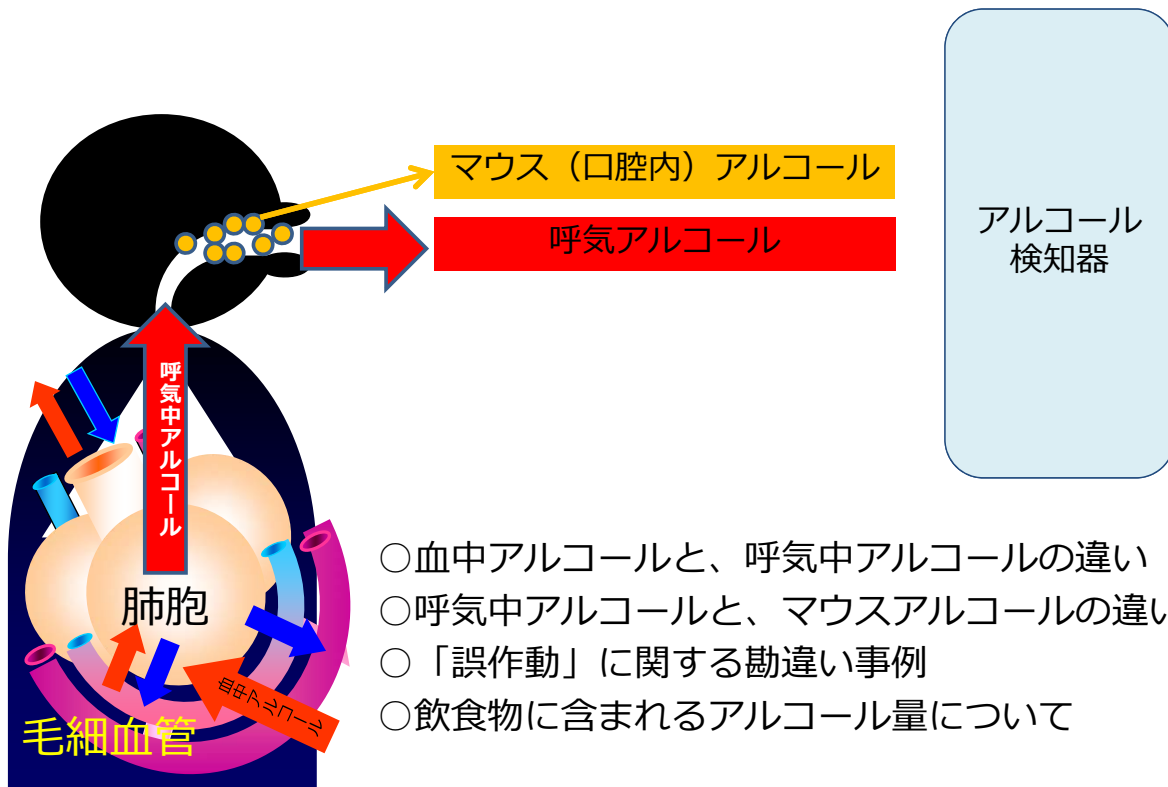


利用目的に関する啓発

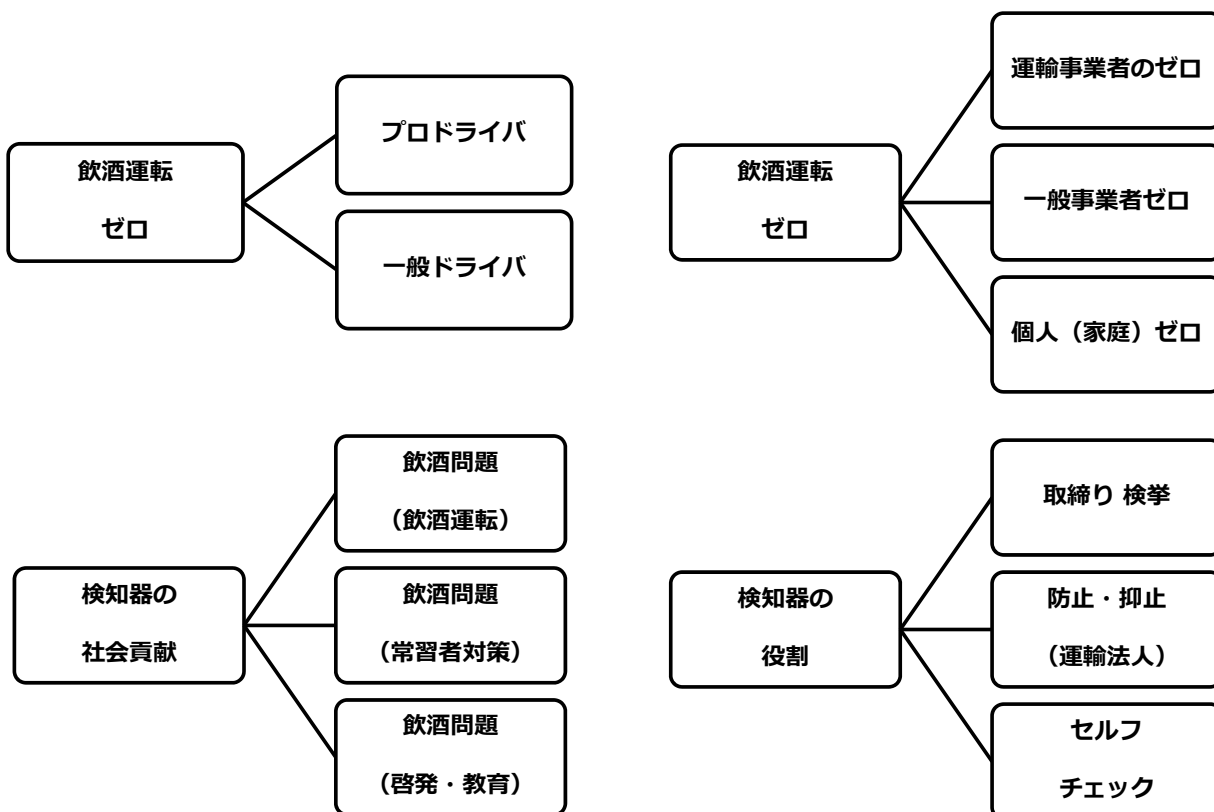
【自主申告】【顔色】【二オイ】以外で、体内アルコール残量を客観的に知る目的は複数あります。

使用者	シーン	「使う」 「使わせる」 区分	検知器の位置づけ
個人	自己確認	「使う」 任意	自分のリスクを回避する 道路交通の安全のため 自分の飲酒量を知るため 健康管理（飲酒量）のため
法人 一般	業務の 運転前	「使わせる」 社内ルールで強制	水際防止 社内ルールを厳しくすると、飲酒や飲酒運転への 抑止効果が高くなる
法人 運輸 運送 事業者	対面点呼の 時に	「使わせる」 法令 + 社内ルール で強制	①自主申告（性善説） ②対面点呼（顔色、二オイ） ③顔色、二オイ（主観）以外の補完情報（客観性） 法令以外に、社内ルール自体を厳しくすると 飲酒や飲酒運転への抑止効果が高くなる
	電話点呼の 時に	「使わせる」 法令 + 社内ルール で強制	①自主申告（性善説） ②対面点呼（顔色、二オイ） ③顔色、二オイ（主観）以外の補完情報（客観性） 法令以外に、社内ルール自体を厳しくすると 飲酒や飲酒運転への抑止効果が高くなる

「測る対象」に関する啓発



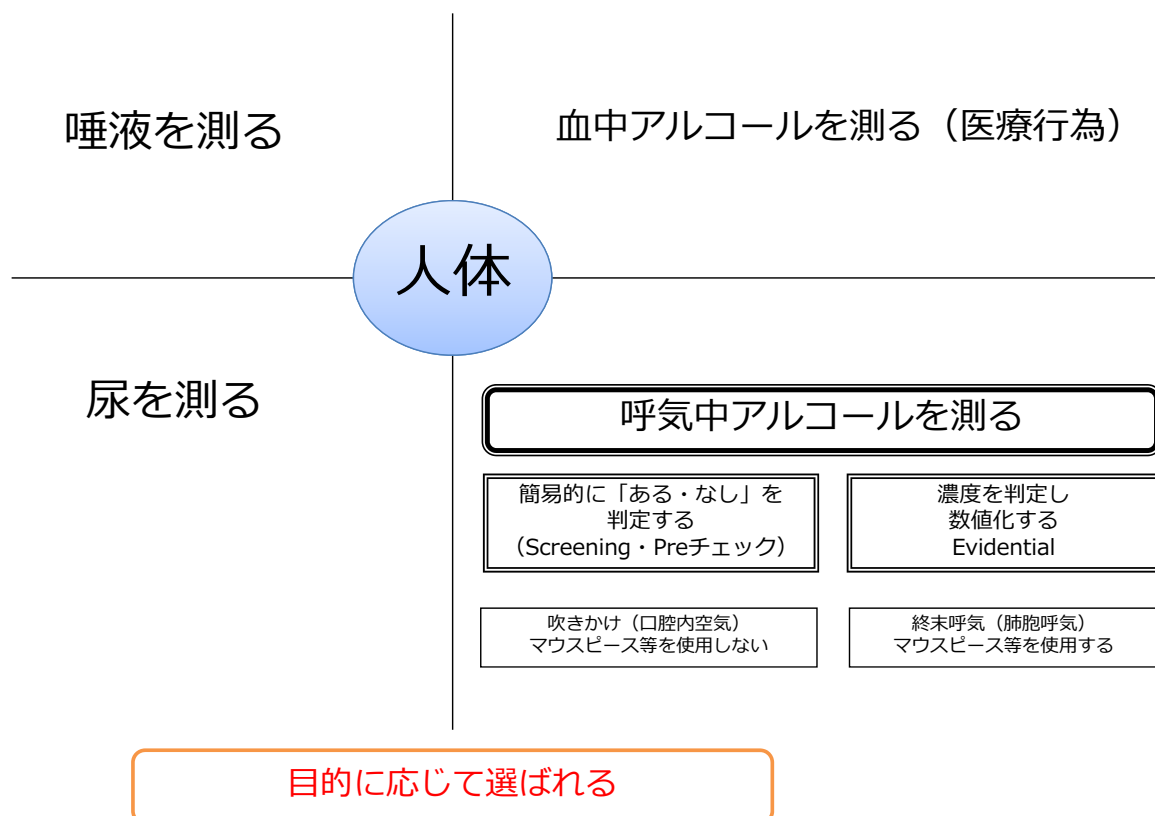
検知器の利活用



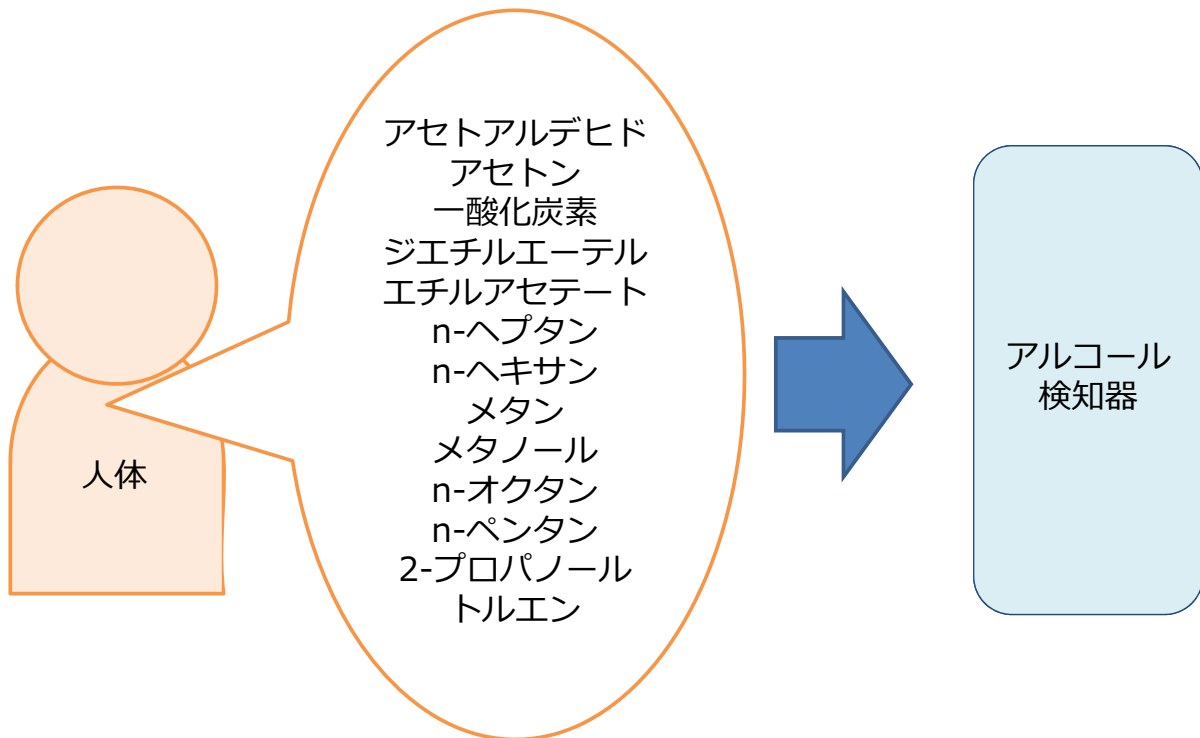
(2) アルコール検知器の技術 品質向上のための調査研究

- 体内アルコールを測る技術の一般的考察（国内外）
- マウスアルコールと、ブレスアルコールの違い
- 体内ガス（干渉ガス）と、アルコール検知器の関係
- 市販の飲食物に含まれるアルコール量について
- アルコール検知器の性能評価（自主基準等）の必要性検討
- 国内外の、アルコール検知器に関する技術的な「規格」
- 国際計量法における「呼気検査器」規格R126及び国際動向
- 飲酒問題、飲酒運転を抑止する、新たな技術革新の探索

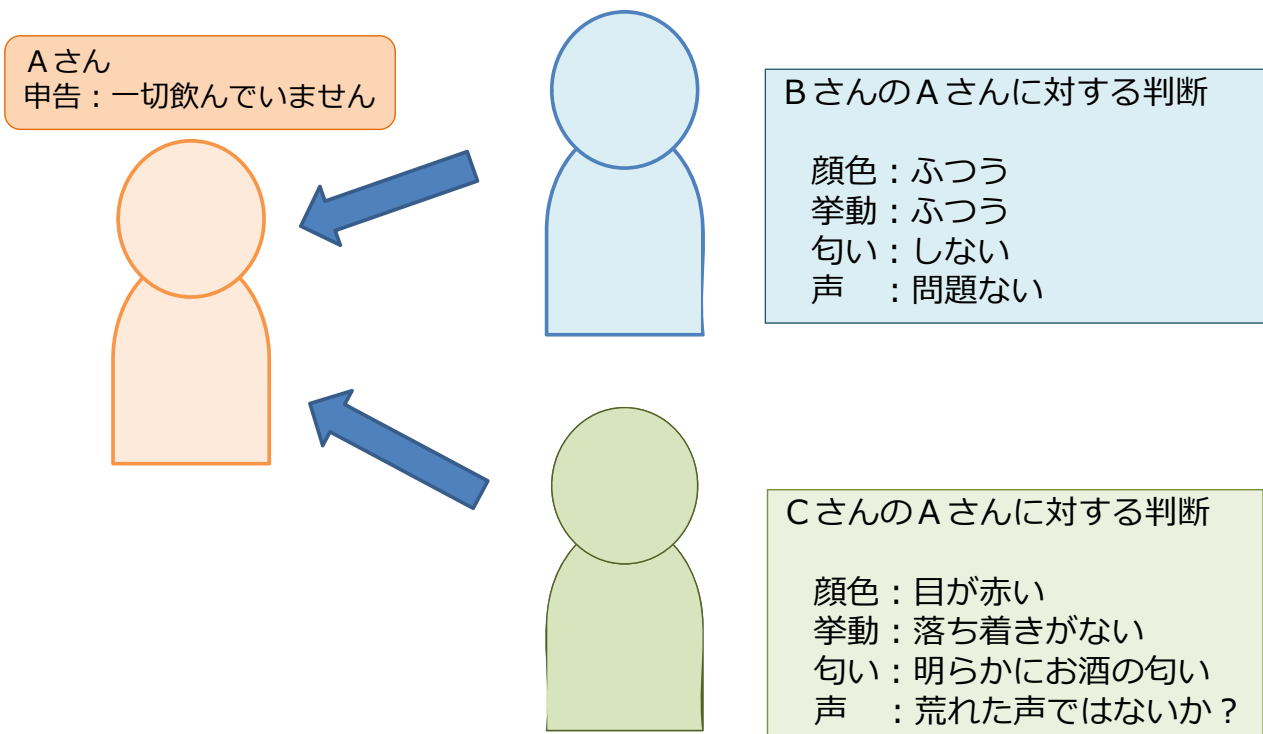
「体内アルコール」を測る方法



呼気に含まれる代表的な生体ガス

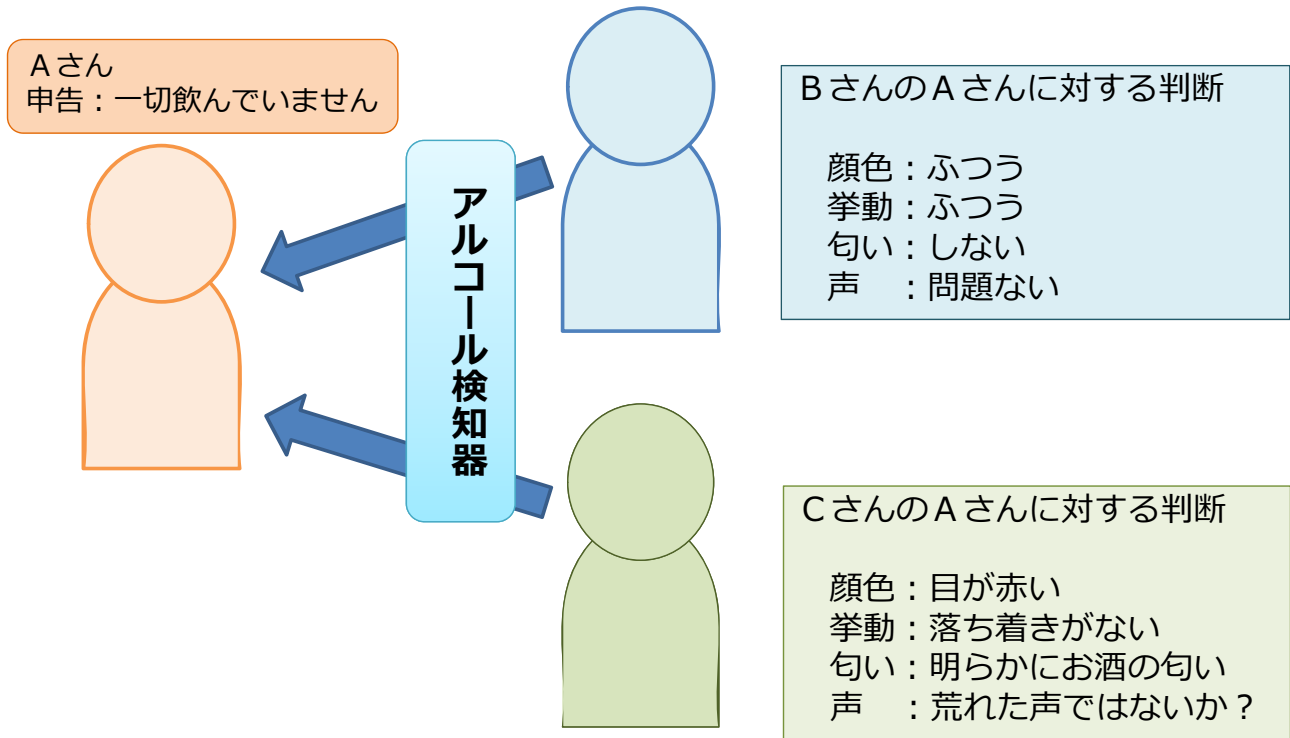


運輸業界の酒気帯び有無の判定方法 (アルコール検知器義務化前 = 検知器は必須ではない)



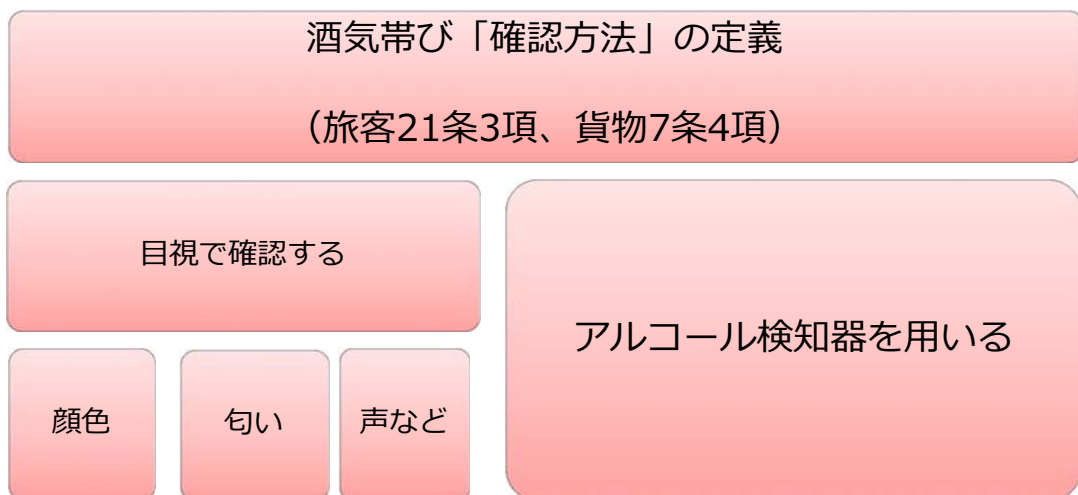
運輸業界酒気帯び有無の判定方法

アルコール検知器義務化前 = 検知器の使用は必須ではないが
任意で使っていたバス・タクシー・トラック会社は多かった



アルコール検知器 使用義務化

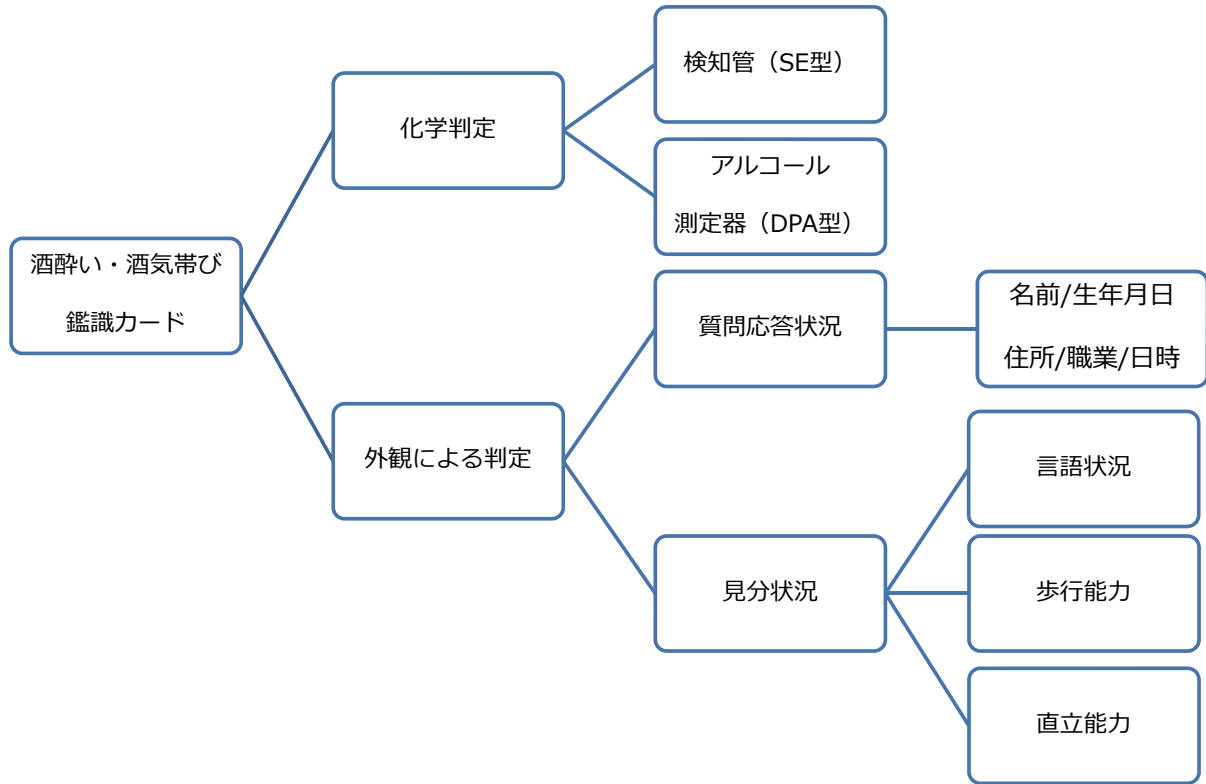
(2011年(平成23年)5月1日 点呼時の酒気帯び確認方法の変更)



(8) 「酒気帯びの有無」は、道路交通法施行令第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度0.3mg/ml又は呼気中のアルコール濃度0.15mg/l以上であるか否かを問わないものである。

<解釈の通達より>

酒酔い・酒気帯び鑑識カード (警察が実施する飲酒聞き取り)



(3) アルコール検知器および飲酒運転防止に関連する法令の周知および広報

- 道路交通法
- 道路交通法道路交通法施行令における「呼気検知」
- 自動車運送事業における「酒気帯び」
- 自動車運送事業における「アルコール検知器」
- 国土交通大臣が定める「アルコール検知器」
- 安全運転管理制度における酒気帯び禁止
- 依頼要求罪、酒類提供罪、車両提供罪（周辺3法）
- 危険運転致死傷罪
- 鉄道、船舶、航空業界における飲酒操舵の法令

日本国の法令等における 呼気 アルコール アルコール検知に関する「用語の定義」（未整理状態）

	アルコール定義	呼気定義	生理ガス干渉ガス	血中定義	酒気帯び定義	アルコール検知器表記	アルコールインターロック定義	精度、校正など「性能要件」
道路交通法	×	×		×	道交法65条	×	×	×
道路交通法施行令	×	44条「呼気検査」		117条 呼気検査は、風船であり、0.15mg/L 血中の場合0.3%	117条 呼気検査は、風船であり、0.15mg/L 血中の場合0.3%	風船又はアルコールを検知する機器	×	×
国土交通省告示(官報)		×		×	×	アルコール検知器とは呼気、表示、警告	×	×
国交省運輸規則輸送安全規則		×		×	目視のほか、「アルコール検知器」を用いて	点呼7条 点呼24条	×	有効性保持
国土交通省解釈の通達		酒気帯びの定義は道交法施行令ではなく道交法65条		酒気帯びの定義は道交法施行令ではなく道交法65条	酒気帯びの定義は道交法施行令ではなく道交法65条	当面性能要件は問わないものとする	アルコールを検知して原動を動かさないようにするもの	メーカーの説明とは別に
アルコールインターロック技術指針	エタノールの定義はOIML準拠エチルアルコール	呼気(量)サンプリングの定義 公称限度値 1.0L	種々のガス 8.2項	×	×	×	アルコールインターロックの定義	精度要件 繰り返し再現性 精度要件 (ガス選択性) 校正要件
OIML R126 証拠用呼気分析計 2010年3月	エチルアルコール	1.2L以上	アセトン 0.5mg/L メタノール 0.1mg/l イソプロパノール 0.1mg/l 一酸化炭素 0.2mg/l ⁹	×	×	R126 第一部 計量および技術要件	×	R126 第二部 計量管理および性能試験

点呼における酒気帯び有無について

点呼でのアルコールチェックは、 『0.00mg/l』以外は 運行できません！

法令では、事業者は乗務員に対し「酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。」と規定されており、事業用自動車総合安全プラン2009の目標の一つに「飲酒運転ゼロ」が掲げられたことから、平成23年5月1日から点呼においてアルコール検知器の使用が義務付けられました。

しかし、未だに飲酒・酒気帯び運転による違反又は交通事故が発生しております。点呼でのアルコール検知器により「呼気でのアルコール数値がゼロ【0.00mg/l】」であることの確認を徹底して下さい。

※ アルコール検知器は、アルコールの数値ではなく、赤、黄、緑などのランプで表示するものでも問題ありません。



国土交通省 北陸信越運輸局 新潟運輸支局

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について(抄)
(平成14年1月30日 国土総第446号、国土旅第161号、国土整第149号)

第21条 過労防止等
(4)酒気を帯びた状態にある乗務員の乗務禁止(4項)
「酒気を帯びた状態」は、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度0.3mg/ml又は呼気中のアルコール濃度0.15mg/l以上であるか否かを問わない。

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について(抄)
(平成15年3月10日 国土総第510号、国土貨第118号、国土整第211号)

第3条 過労運転の防止
4. 第5項関係
「酒気を帯びた状態」とは、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度0.3mg/ml又は呼気中のアルコール濃度0.15mg/l以上であるか否かを問わない。

【参考】
旅客自動車運送事業運輸規則第21条4項及び
貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項
の違反時の行政処分基準

	初回違反	再違反
酒酔い・酒気帯び乗務	100日車	300日車

国土交通省 北陸信越運輸局 新潟運輸支局

「アルコール検知器の性能要件」の部分定義 (2013年(平成25年)12月最新状況)

アルコール検査の現状と制度改正

1. 現状

- 対面：営業所に備えられたアルコール検知器により検査を実施し、運行管理者又は補助者(以下「運行管理者等」という。)が検査結果を確認する。
- 遠隔地：遠隔地で乗務を開始・終了する場合、運転者に所属営業所のアルコール検知器を携帯させ、運転者自らが検査を実施し、検査結果を運行管理者等へ報告する。

※平成23年5月より点呼時のアルコール検知器使用を義務付け

2. 実効性向上のための制度改正(平成25年12月16日施行)

- 運転者が、遠隔地であって同一事業者の他の営業所又は共同運行事業者の営業所等(以下「他の営業所等」という。)において乗務を開始・終了する場合には、他の営業所等の運行管理者等の立ち会いの下で検査を実施するよう指導することとする。
- これに合わせて、これまでの検査方法は引き続き有効としつつ、新たに、他の営業所等において乗務を開始・終了する場合には、**他の営業所等に備えられたアルコール検知器(一定の性能要件に限定)を使用する方法を認める**こととする。

現状の遠隔地での検査方法



制度改正後の遠隔地での検査方法



新制度を活用するにあたり事業者が遵守・留意すべき事項

- 他の営業所等のアルコール検知器を使用する場合は、**検知器の使用方法等について、双方の運行管理規程に明記**すること。
 - 共同運行事業者等の営業所のアルコール検知器を使用する場合は、**双方の事業者間において検知器の使用方法等に関する取り決めを行うとともに、契約書等の書面により保存**すること。
- ※ アルコール検査の実施に係る法令違反は、他の営業所等のアルコール検知器の常時有効保持義務違反が確認された場合を除き、従来とおり所属営業所が責任を負うこととなる。

【性能要件について】

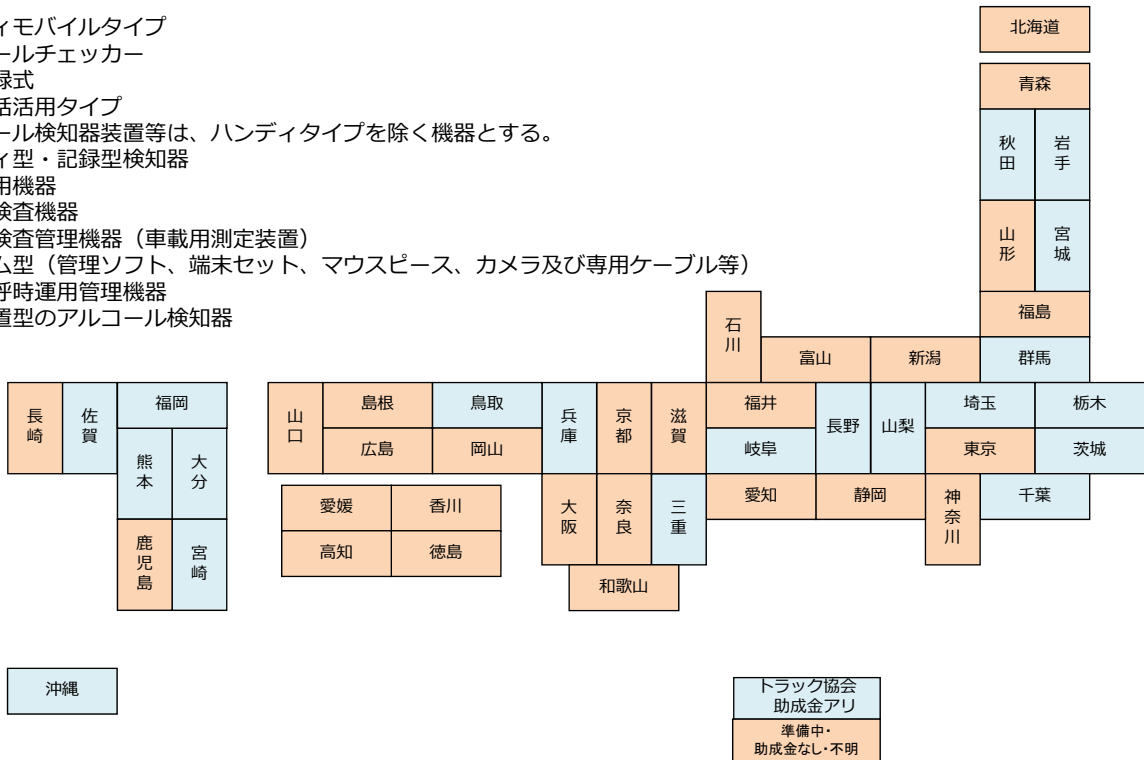
- 他の営業所等のアルコール検知器の性能要件は以下のとおりとする。
- イ. 常時営業所に設置されており、
- ロ. 検査日時及び測定数値を「自動的に」記録できるもの(所属営業所は一定期間ごとに測定結果の確認等を実施)

※ 通達改正公布・施行:平成25年12月16日

各トラック協会 アルコール検知器助成制度 状況

<いろいろな表現があります>

- ハンディチェッカー
- 卓上式
- ハンディモバイルタイプ
- アルコールチェッカー
- 設置記録式
- 携帯電話活用タイプ
- アルコール検知器装置等は、ハンディタイプを除く機器とする。
- ハンディ型・記録型検知器
- 事務所用機器
- 記録型検査機器
- 遠隔地検査管理機器（車載用測定装置）
- システム型（管理ソフト、端末セット、マウスピース、カメラ及び専用ケーブル等）
- 高度点呼時運用管理機器
- 卓上据置型のアルコール検知器

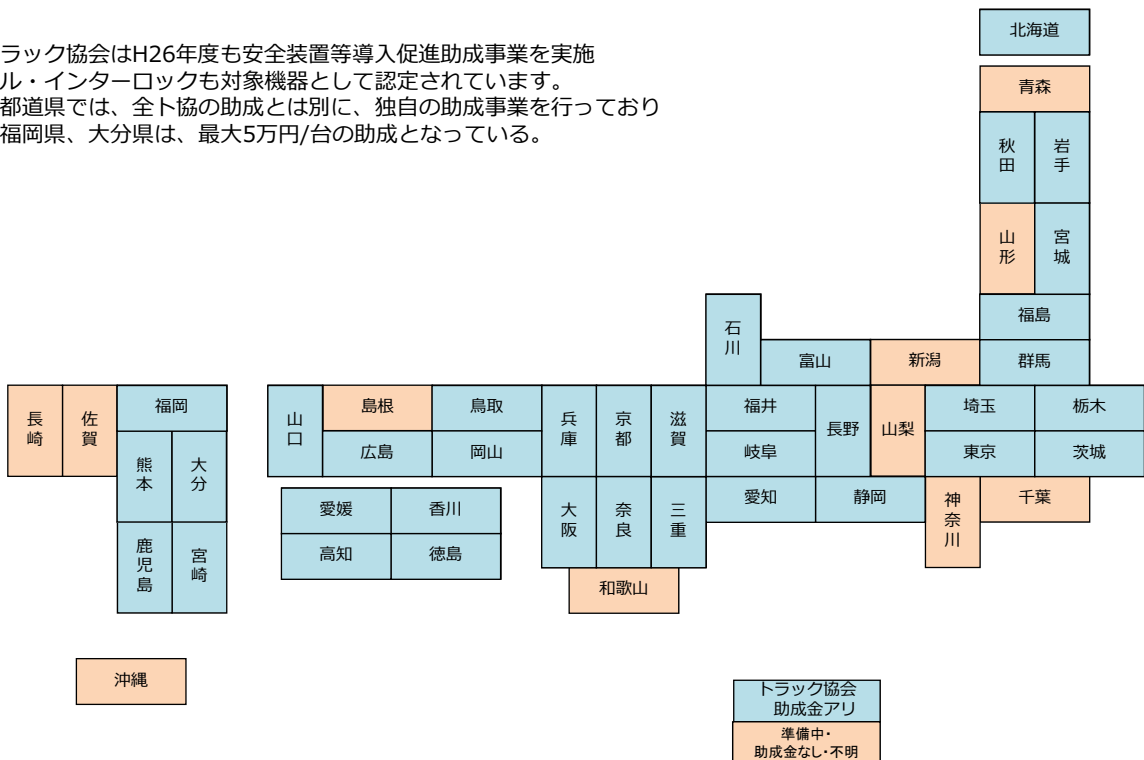


(出所: 東海電子調べ、2014年7月1日時点)

各トラック協会 【アルコールインターロック】 助成制度 状況

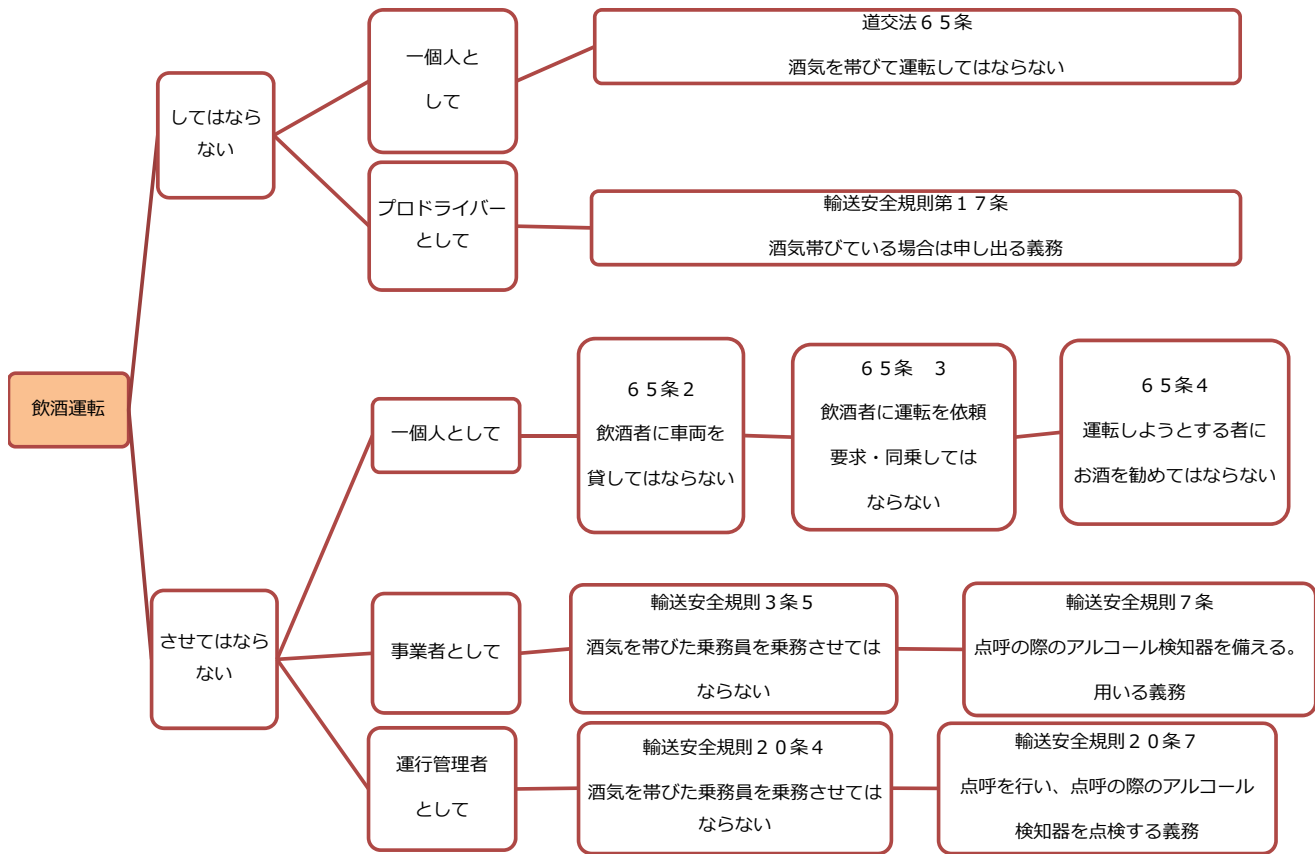
平成26年度は、77%の都道府県（36都道府県／47都道府県）で実施

全日本トラック協会はH26年度も安全装置等導入促進助成事業を実施
 アルコール・インターロックも対象機器として認定されています。
 一部の各都道府県では、全ト協の助成とは別に、独自の助成事業を行っており
 大阪府、福岡県、大分県は、最大5万円/台の助成となっている。



(出所: 東海電子調べ、2014年7月1日時点)

「してはならない」「させてはならない」 飲酒運転



残酒確認のためにアルコールチェッカーの使用 (北海道警察)

飲酒運転による重大事故が多発!!

飲酒運転事故の特徴

- **重大事故**になる危険性が極めて高い
飲酒なしの事故よりも致死率が約5倍
- **ひき逃げ**の最大の原因
ひき逃げの3分の1が飲酒運転事故
- 死者の約半数は**単独事故**
単独で道路外へ転落、電柱などに衝突する事故が多い

(過去の調査結果から)



飲酒をした翌日の運転は要注意!!

- 飲酒した翌朝、明らかな二日酔いはもちろんのこと、「体調がいつもと違う」「息が酒臭い」は、身体にアルコールが残っているサイン。その状態での運転は、**飲酒運転**となる**非常に危険な行為**です。
- これまで、二日酔いによる飲酒運転が、取締りや物件事故などで発生しているケースが多くなっています。翌日運転の予定があれば「**飲み過ぎず早めに切り上げる**」、飲んだ翌日は**運転前にアルコールチェッカーで検査**をし、結果によっては「**運転の予定を中止する**」ことも運転者の重要な義務です。

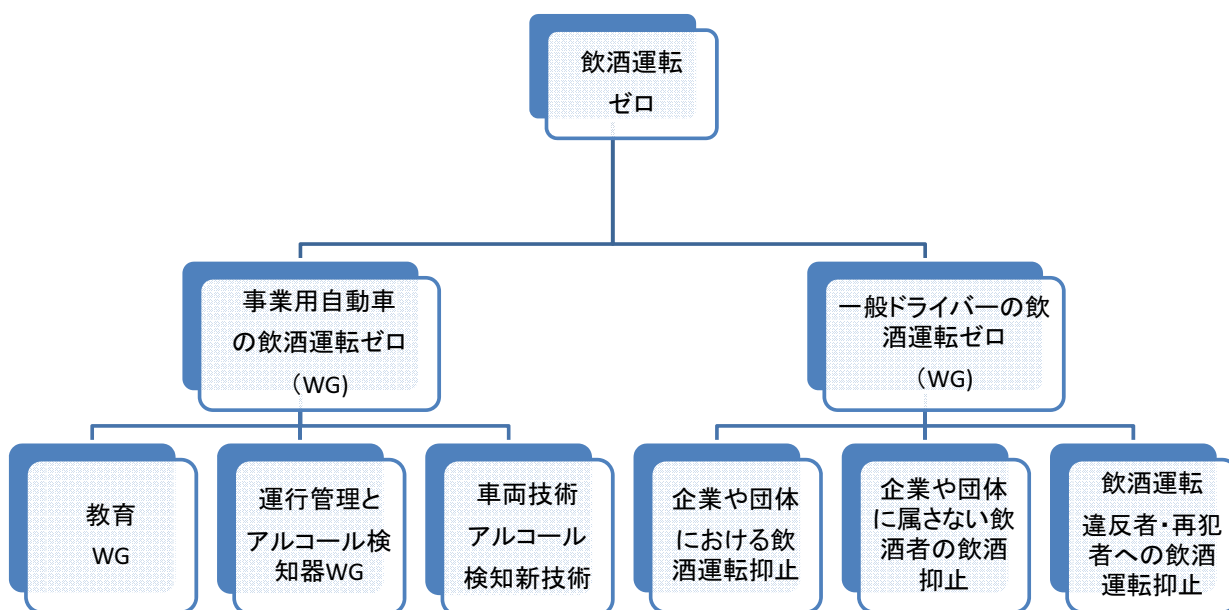
飲んだ翌日は
運転前に
**アルコール
チェッカー
で検査**
をし、結果によっては
『**運転の予定を中止する**』
ことも
運転者の重要な義務です。

"やめよう" "なくそう" の心で
飲酒運転は根絶できます!!

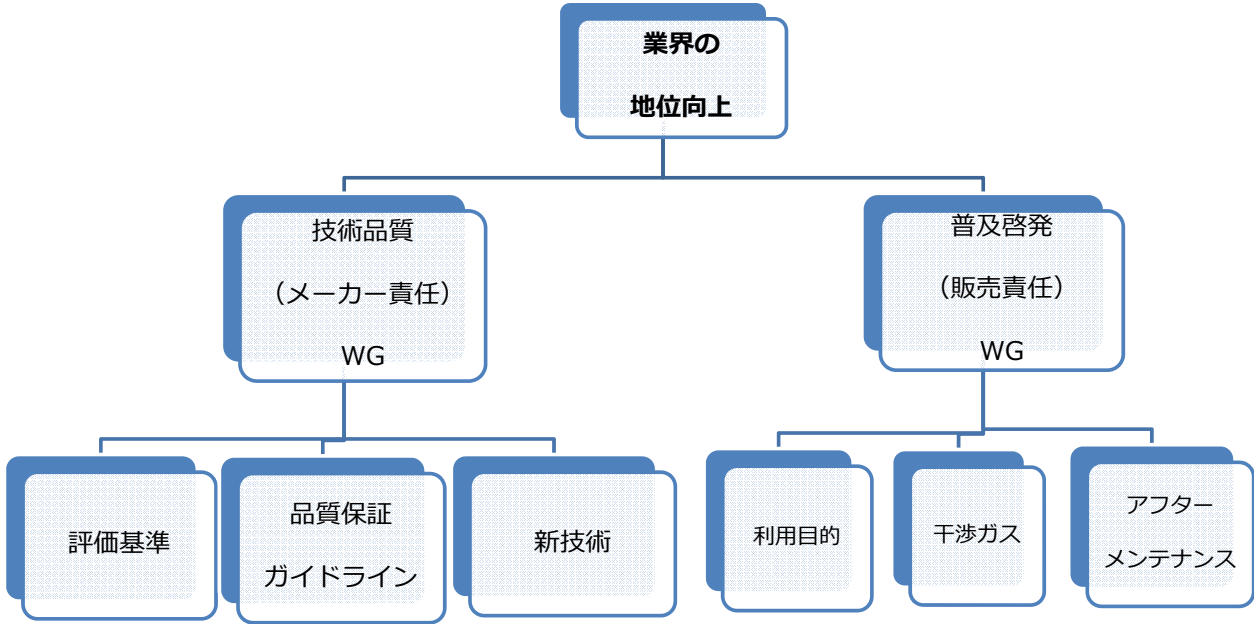
(4) アルコール検知器に関連する 行政機関との連絡、協議

- 国土交通省（点呼におけるアルコール検知器、運行管理の高度化における酒気帯び確認機器、アルコールインターロック技術指針）
- 警察庁（常習飲酒運転者対策）
- 経済産業省（国際計量行政室）
- 厚生労働省（アルコール健康障害基本法、飲酒運転WG）
- 内閣府（総合政策）

部会（WG）イメージ （根絶対象別）



部会 (WG) イメージ (技術・品質・地位向上)



運行管理とアルコール検知器WG

告示や解釈では、性能要件は問わないとしながらも、アルコール検知器に言及している「評価制度」や「助成制度」があり、メーカーとしても、「低コスト」で機器開発、少ない投資で済むよう、要件については事前に意見交換が必要と考えています。

業種	点呼条文	解釈及び運用について	事故防止対策推進 支援事業 過労運転防止に 能要件	Gマーク Safetyバス	トラック 協会	次世代運行 記録計
貨物	輸送安全規則 7条	「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所又は車庫に設置した装置（以下「設置型端末」という）のカメラ、若しくは運転者が携帯する装置（以下「携帯型 端末」という）のカメラによって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を随時確認でき、かつ、乗務前点呼及び乗務後点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、運行管理者等の営業所の設置型端末へ自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を確認できるものをいう。	ITを活用した遠隔地における点呼機器 「この場合のアルコール検知器は、他の営業所等に常時設置されており、検査日時及び測定数値を自動的に記録できる機能を有するものに限る」		○呼気吹込み式アルコールインターロック（国土交通省の技術指針に適合しているものとする） ○IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器（但し、Gマーク認定事業所が導入する場合に限り、助成対象とします。	遠隔地でのリアルタイム運行管理・支援「実効性の高いIT点呼アルコールチェック」（オプション）
旅客	運輸規則 24条	バス、タクシーはIT点呼の制度はない		高性能な記録型アルコール検知器 簡易型のアルコール検知器 簡易型のモバイルアルコール検知器		

貸切バス事業者安全性評価認定制度

告示や解釈では、性能要件は問わないとしながらも、アルコール検知器に言及している「評価制度」や「助成制度」があり、メーカーとしても、「低コスト」で機器開発、少ない投資で済むよう、要件については事前に意見交換が必要と考えています。

法令遵守事項 必須資料	次の書類全て(提出単位:営業所) ①「1. ③」で設定した日の点呼記録簿 ②アルコール検知器の写真	必須	-
上位事項 任意資料	【対面点呼時】(提出単位:営業所) 対面点呼を行った際のアルコール検知器から出力された記録紙(全ての営業所から任意の1運行分を提出)。 U⑦ -1 全ての営業所において、パソコン等にデータが保存され、かつ記録紙の再出力が可能な高性能タイプのアルコール検知器を使用している場合(1点) ・簡易型のアルコール検知器を使用している場合(0点)	○又は×	1
上位事項 任意資料	【非対面点呼時】(提出単位:営業所) 非対面点呼を行った際のモバイルアルコール検知器から出力された記録紙(非対面点呼を実施した全ての営業所から任意の1運行分を提出) U⑦ -2 モバイルアルコール検知器から測定データが営業所に転送され保存される等、高性能タイプを使用している場合(2点) ・簡易型モバイルアルコール検知器とテレビ電話を併用している場合(1点) ・簡易型モバイルアルコール検知器のみ使用している場合(0点)	○又は×	2

貨物事業者向けGマーク制度の【IT点呼】における検知器の位置づけ

告示や解釈では、性能要件は問わないとしながらも、アルコール検知器に言及している「評価制度」や「助成制度」があり、メーカーとしても、「低コスト」で機器開発、少ない投資で済むよう、要件については事前に意見交換が必要と考えています。

安全認定 Gマーク認定事業所(安全性優良事業所)の「IT点呼」の要件が拡大されました

国土交通省は「事業用自動車総合安全プラン2009」に基づき、輸送の安全を確保したうえで、運行管理の効率化を図るため、IT点呼に関する要件を拡大しました。同一事業者で、下記のように各営業所(A・B営業所)がGマーク認定事業所の場合は、「対面点呼」「対面点呼」「対面点呼」の要件が緩和され、「IT点呼」がより利用しやすくなりました。

IT点呼を行う営業所

A営業所
対面点呼
A営業所 運転者

B営業所
対面点呼
B営業所 運転者

C営業所
IT点呼
C営業所 運転者

IT点呼時間(通常15分以内)

改正のポイント

- 点呼機器
設置型端末に加え、「携帯型端末」(テレビ電話機能)も使用可能になりました。
- 点呼場所
営業所に加え、「車庫」でも実施可能になりました。
- 点呼時間
これまで深夜や早朝の開始時間等で通信が利用できない時間帯でしたが、改正後はGマーク事業所は「通常する15分以内」(夜間・早朝開始時間短縮なし)まで実施可能になりました。
- IT点呼によるアルコール検知も可能に
2011年から「対面時のアルコール検知器の使用」が義務付けられました。IT点呼では、IT点呼とアルコール検知器を接続するシステムなどを利用することで対応が可能となります。

* 営業所には設置型端末が必要ですが、携帯型端末は設置型端末でも可能です。
* 上記以外の点呼、アルコール検知のケースについては別途要請ください。

国土交通省 自動車交通局 JTB 日全トラック協会 全国貨物自動車運送事業者協会

「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所又は車庫に設置した装置(以下「設置型端末」という。)のカメラ、若しくは運転者が携帯する装置(以下「携帯型 端末」という。)のカメラによって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、病、疲労等の状況を随時確認でき、かつ、乗務前点呼及び乗務後点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、運行管理者等の営業所の設置型端末へ自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を確認できるものをいう。

過労運転防止のための先進的な取り組みに対する 支援事業にかかる対象機器概要

告示や解釈では、性能要件は問わないとしながらも、アルコール検知器に言及している「評価制度」や「助成制度」があり、メーカーとしても、「低コスト」で機器開発、少ない投資で済むよう、要件については事前に意見交換が必要と考えています。

IT技術とアルコール検知器を 組み合わせた点呼機器の定義とメーカー募集要項

認定されたメーカーと機器

■要件（ITを活用した過労地における点呼機器）

【過労運転防止のための業務を支援する機能】

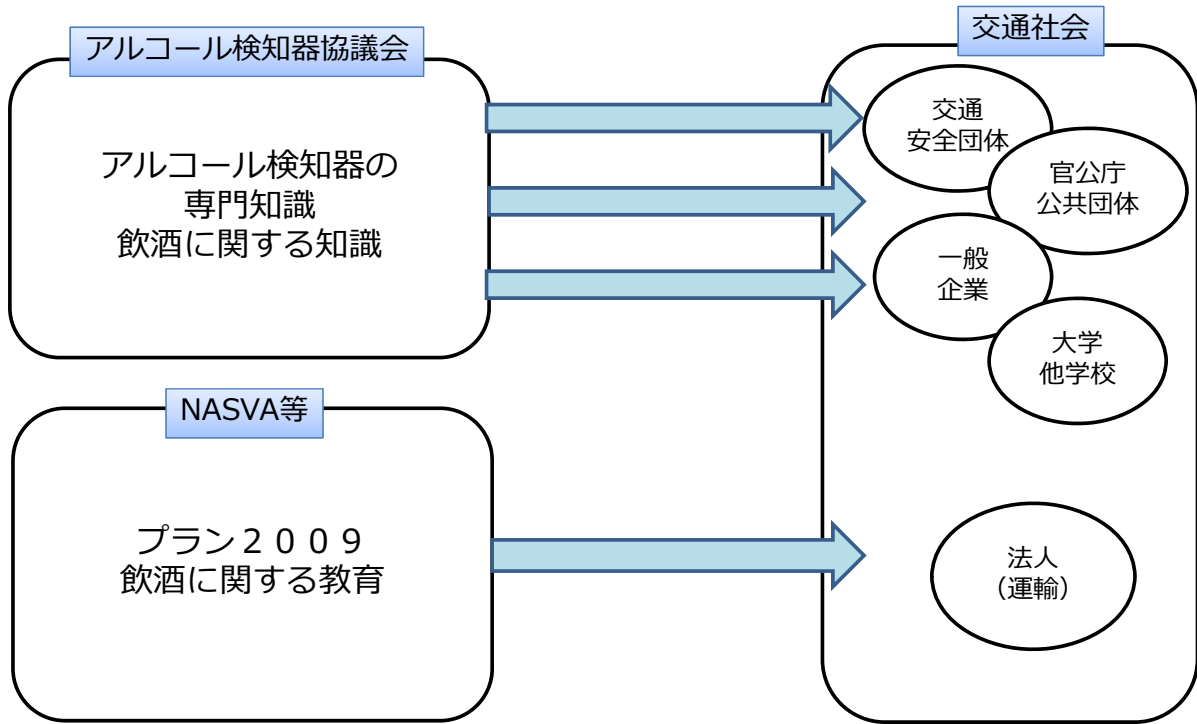
項目	内容※1	関係法令	
過労地における点呼時の疾病、疲労等の確認	営業所設置型端末※2及び携帯型端末※3又は営業所設置型端末及び過労地設置型端末※4のカメラによって、自動車運送事業者が運転者の疾病、疲労等の状況を動画で随時確認できること 上記カメラで撮影した動画は、運転者の表情等を鮮明に映すことができる程度の画質を有していること	運輸規則※5 第24条第1項、第2項 安全規則※6 第7条第1項、第2項	点呼等の実施
過労地における点呼時の酒気帯びの有無の確認及び記録	疾病、疲労等の確認とともに、携帯型端末又は過労地設置型端末のカメラで撮影した動画及びアルコール検知器の測定結果により、自動車運送事業者が運転者の酒気帯びの有無について確認できること。また、アルコール検知器の測定結果を営業所設置型端末へ自動的に記録できること	運輸規則 第24条第4項 安全規則 第7条第5項	点呼記録の保存
データの保存	営業所用端末に上記測定結果（酒気帯びの有無を確認した日時、判定結果の画像等の電子データ）を運転者ごとに記録し、運転者情報（氏名等）と併せて最低1年間保存できること	運輸規則 第24条第4項 安全規則 第7条第5項	点呼記録の保存

(注) ※1 内容 ……これらの内容は、アルコール検知器と連動した携帯電話等（動画送信機能を有するものに限る。）に掲載された機能で代用できることとする。但し、データの保存は、営業所用端末に保存できることとする。
 ※2 営業所設置型端末……運転者が所属する営業所に設置した装置
 ※3 携帯型端末 ……運転者が携帯する装置で、過労地点呼を受ける運転者の位置が特定できる装置
 ※4 過労地設置型端末……運転者が過労地点呼を受ける場所に設置された装置
 ※5 運輸規則 ……旅客自動車運送事業運輸規則
 ※6 安全規則 ……貨物自動車運送事業輸送安全規則

過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援事業にかかる対象機器概要

機器名称・型式	機器の概要	メーカー(問合せ)	写真
Tenkor PRO (ランコプロ)	管理者と過労地にいる運転者が、パソコン同士でカメラを接続し、点呼を実施。過労地にいる運転者の顔や体調の状況が管理者に届く(図1)。点呼時の確認が可能。酒気帯びの確認だけでなく、疲労等の確認も可能。点呼時の顔画像は自動的に記録され、点呼記録に紐づけられる。録画機能により事後チェックが可能。	東海電子株式会社 (042-528-0905)	
押し点呼 (押し点呼)	点呼機が、リアルタイムのライブ動画を撮影して、過労地にいる運転者と別室点呼に送り、点呼を実施することが可能なシステム。システムを通して、録画機能や他の機能を搭載するだけでなく、アルコールチェックの結果、各回の録画・録音(リアルタイム)の動画の保存が可能となる。	東海電子株式会社 (042-528-0905)	
ALC Guardian NET (ジーディアン)	点呼機と専用車載カメラがリアルタイムで点呼が可能。専用車載カメラは、リアルタイムでアルコール測定結果を管理者のPCに送信し、点呼時に点呼を実施。点呼時の顔画像を録画し、点呼記録に紐づけられる。点呼時の顔画像も一元管理でき、点呼記録の出力も可能。	シーエーエーエー センター事業部 (0120-071-735)	
ALC Guardian for スマートフォン TR-2	長距離や専用車に搭載しない場合や車庫からの点呼が可能。スマートフォンと連動している。点呼時も車載カメラでリアルタイムでアルコール測定結果を管理者のPCに送信し、点呼時に点呼を実施。また、点呼時の顔画像も一元管理でき、点呼記録の出力も可能。	シーエーエーエー センター事業部 (0120-071-735)	
アルキラー (Apple ver1.0.0)及び (Android ver0.0.1)	過労地においていつでもどこでも点呼を行ったかをPCの専用ソフトで一元管理。スマートフォン、タブレットも利用可能。リアルタイムでアルコール測定結果を管理者のPCに送信し、点呼時に点呼を実施。また、点呼時の顔画像も一元管理でき、点呼記録の出力も可能。	株式会社アルキラー (06-6940-9011)	
押し点呼キーパー	点呼機と過労地にいる運転者が、Webカメラを接続して点呼を実施。点呼機は専用車載カメラで撮影した動画をリアルタイムで管理者のPCに送信し、点呼時に点呼を実施。また、点呼時の顔画像も一元管理でき、点呼記録の出力も可能。	押し点呼株式会社 (0120-100-447)	
Webカメラ・物流総合ソリューション (IT点呼) 型式: A290PAP)	動画カメラ・アルコール検知器がリアルタイムに点呼機と接続し、点呼を実施。点呼機は専用車載カメラで撮影した動画をリアルタイムで管理者のPCに送信し、点呼時に点呼を実施。また、点呼時の顔画像も一元管理でき、点呼記録の出力も可能。	株式会社エヌエス システムズ (03-5971-5327)	

(5) アルコール検知器や飲酒の専門知識を用いた道路交通安全の促進および普及

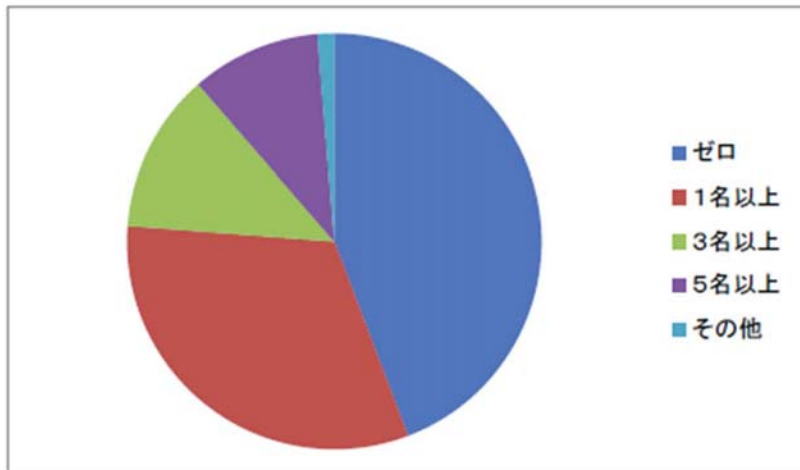


運輸事業者に対するアルコール専門教育の実施数

アルコール検知器の専門家集団は、教育実施のサポートができるのではないか？

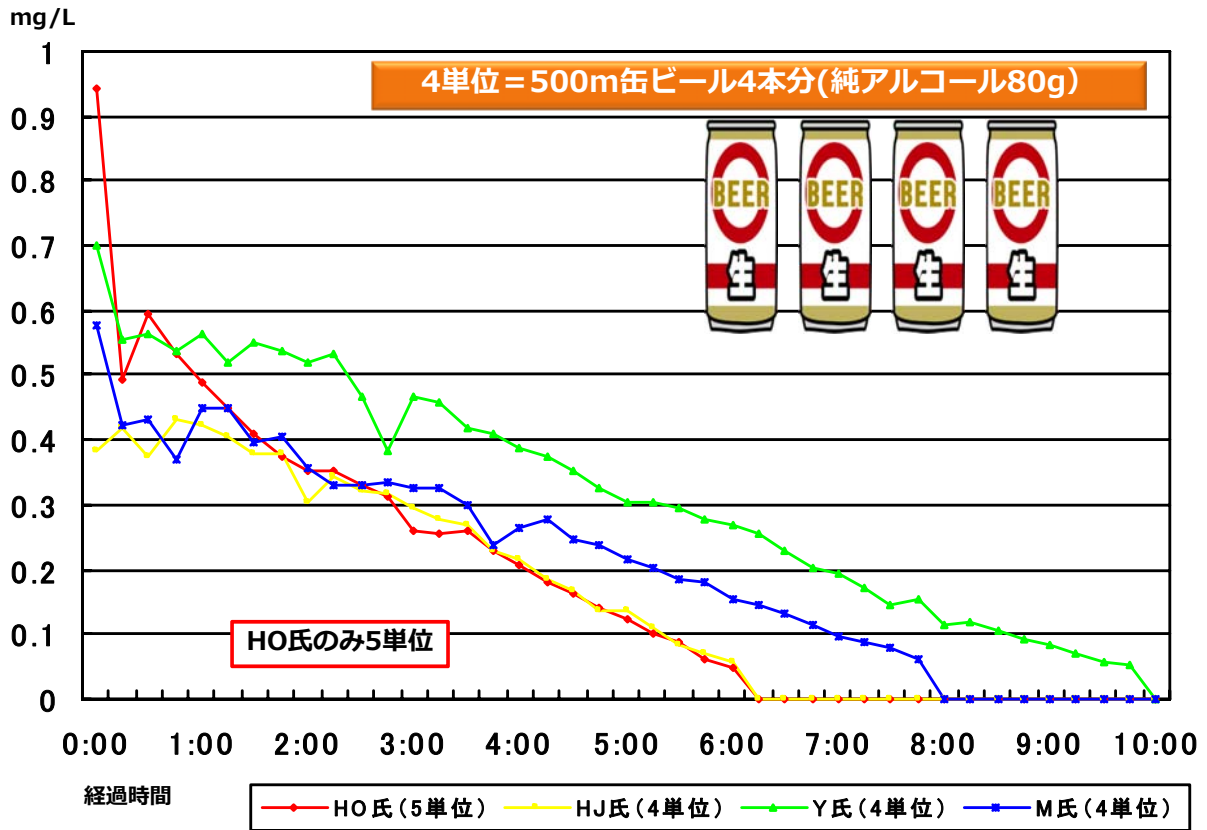
Q36) プラン2009では、運行管理者の講習等において、運行管理者に対するアルコール専門教育の拡充を図っています。トラック協会、NASVA、その他、関係団体におけるアルコール専門教育を受講した運行管理者・従業員様は何名くらいいますか？

ゼロ	474
1名以上	343
3名以上	133
5名以上	108
その他	14



事業者1000社アンケートより (発起人4社実施)

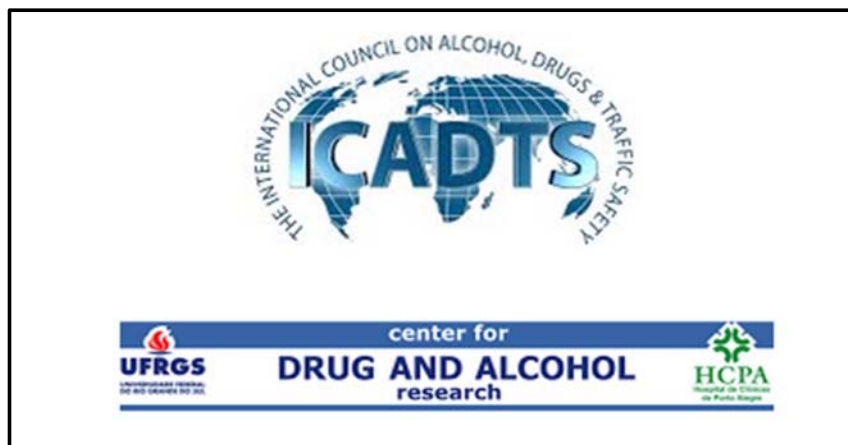
実施例) 検知器と組み合わせた特徴のある飲酒運転防止教育プログラム
アルコール摂取者の残酒量個体差グラフ



(6) アルコール検知技術や交通安全政策に関する国際交流

○ I C A D T S (International Council on Alcohol, Drugs and Traffic Safety)

I C A D T Sにおいて、日本の飲酒運転防止の取り組みや、アルコール検知器の高度な利用方法を紹介し、かつ、他国の飲酒運転防止施策の最新の情報を得、会員や関係各省庁に展開する。



アルコール・薬物と交通安全問題などを扱う国際学会との交流

This is a screenshot of the ICADTS website's home page. On the left is a blue sidebar with a navigation menu containing links for HOME, ABOUT ICADTS (with sub-links for Executive Board, Foundation, and Working Groups), AWARDS AND RECOGNITION, BECOME A MEMBER, EVENTS AND SEMINARS (with a sub-link for Presentations), CONFERENCE PAPERS AND PROCEEDINGS, ICADTS REPORTER, MEMBERS AREA, CONTACT US, and FOLLOW US ON TWITTER. The main content area on the right features a group photo of approximately ten people, mostly men in business attire, standing together. Below the photo is the 'HOME' heading, followed by a welcome message: 'Welcome to ICADTS - The International Council on Alcohol, Drugs and Traffic Safety. ICADTS is an independent nonprofit body whose only goal is to reduce mortality and morbidity brought about by misuse of alcohol and drugs by operators of vehicles in all modes of transport.' This is followed by a paragraph explaining the council's mission to sponsor international and regional conferences to collect and share information among professionals in law, medicine, public health, economics, law enforcement, public information and education, human factors and public policy. The final paragraph states that ICADTS also administers Working Groups for discussion between conferences and produces a quarterly newsletter available for free.

Harmonization with Policy Maker or Data Scientist for Alcohol ,Drug and Traffic Safety

アルコールや飲酒運転に関する シンポジウム、学会等の国内誘致活動

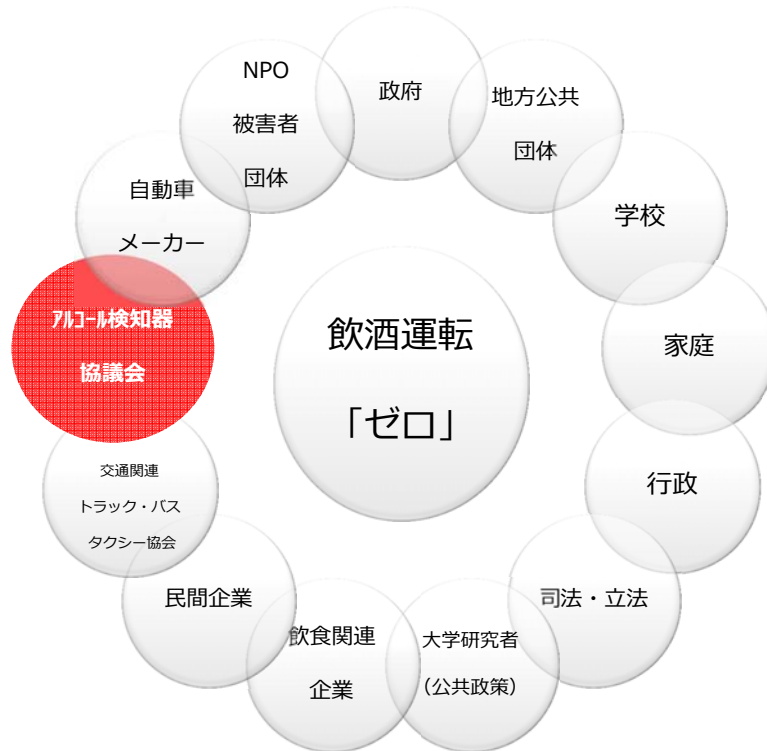


14th International Alcohol Interlock Symposium a success

The 14th International Alcohol Interlock Symposium held in Washington, D.C. has now concluded. This event attracted more than 150 attendees representing 13 countries from six different continents, making it one of the largest and most successful to date. The North American presence was strong with representation from more than 15 jurisdictions.

The theme of this year's Symposium was "**Alcohol Interlocks: Managing Risk and Behavior Change**" with a focus on the use of interlocks to manage the different levels of risk posed by offenders with the long-term goal of changing drinking and driving behavior. Plenary speakers on the agenda underscored the progress that has been achieved in reducing impaired driving and strengthening interlock programs. They also provided clear directions to shape the development and delivery of interlock programs in the future, by better tailoring program features to target the risks and needs posed by different types of drunk drivers.

(7) アルコール健康障害対策基本法に関連する行政機関および各団体等との連携



アルコール健康障害対策基本法

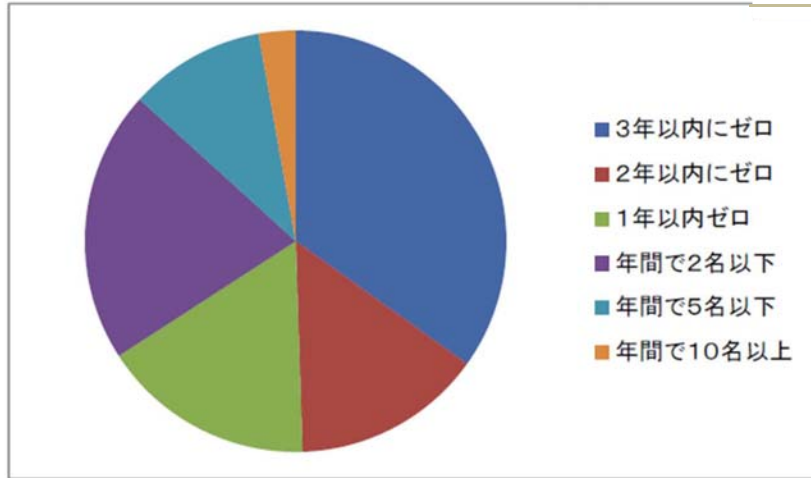
この法律は、酒類が国民の生活に豊かさや潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いことに鑑み、アルコール健康障害対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、アルコール健康障害対策の基本となる事項を定めること等により、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止を図り、あわせてアルコール健康障害を有する者等に対する支援の充実を図り、もって国民の健康を保護するとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

国がやるべきこと	事業者（酒造・販売）がやるべきこと	国民がやるべきこと
厚生労働大臣がやるべきこと	地方公共団体がやるべきこと	医師等がやるべきこと
第10条 アルコール関連問題啓発習慣（11月10日～16日）		
第15条 教育の振興等（家庭、学校、職場その他の様々な場における教育・広報）		
第18条 アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等		
第22条 民間団体の活動に対する支援		
第24条 アルコール健康障害の発生、進行および再発の防止並びに治療の方法に関する研究、アルコール関連問題に関する実態調査その他の調査研究を推進するために必要な措置を講ずるものとする		

事業者や検知器メーカーが知っている アルコール検知者の実態

Q31) 御社にて、運行前後にアルコール検知される乗務員は、現在、およそ何人くらいでしょうか

3年以内にゼロ	371
2年以内にゼロ	155
1年以内ゼロ	174
年間で2名以下	222
年間で5名以下	111
年間で10名以上	30

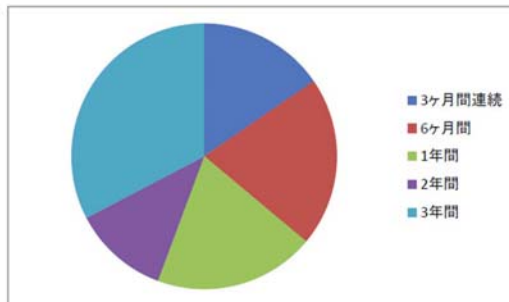


事業者1000社アンケートより (発起人4社実施)

事業者や検知器メーカーが知っている アルコール検知者の実態

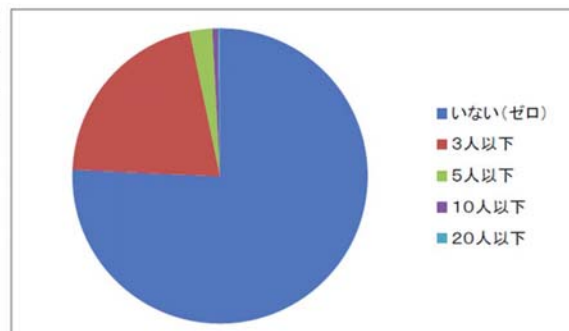
Q32) 本日時点で、「点呼時アルコール検知者ゼロ」達成の連続記録の期間はどれくらいでしょう

3ヶ月間連続	159
6ヶ月間	213
1年間	202
2年間	120
3年間	337



Q33) 過去に、アルコール検知問題で、解雇や自主退職となった人はどれくらいいましたか？

いない(ゼロ)	823
3人以下	229
5人以下	27
10人以下	7
20人以下	2



事業者1000社アンケートより (発起人4社実施)

飲酒運転の現在

アルコール検知器協議会 設立準備委員会
2015年4月8日

2014年7月13日に小樽市で 発生した飲酒運転による事故

交通安全情報 No.3 平成26年7月13日
江 野 啓 泰 著
安 納 謙 著

ストップ・ザ・交通事故

飲酒運転で3人が犠牲に...

★発生日時：7月13日（日）午後4時28分ころ
★発生場所：小樽市緑園3丁目 市道上
★事故態様：飲酒運転のRV車が道路左側を歩いていた歩行者4人に衝突し、歩行者3人が死亡、1人が重傷

酒類を提供するお店の方へお願い

街ビールなどのお酒や食べ物を買いに来たお客さんに

- 飲酒運転は絶対ダメ
- 飲酒運転の車に乗ったらダメ
- 飲酒している人に車を貸したらダメ
- 運転する人には絶対にお酒を飲ませたらダメ

などと声をかけて、「飲酒運転をしない・させない」ように徹底しましょう。

みんなで飲酒運転を根絶して
楽しく安全な海水浴場をアビールしましょう

1件

227件

2014年（平成26年）飲酒による死亡
（24時間以内に死亡）

「飲酒運転事故」

227件

(24時間以内死亡事故)

4,155件

(飲酒事故)

平成26年中の交通事故の発生状況

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001132129>

飲酒運転 違反者

27,122件



平成26年中の交通死亡事故の特徴及び道路交通法違反取締り状況について

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001129473>

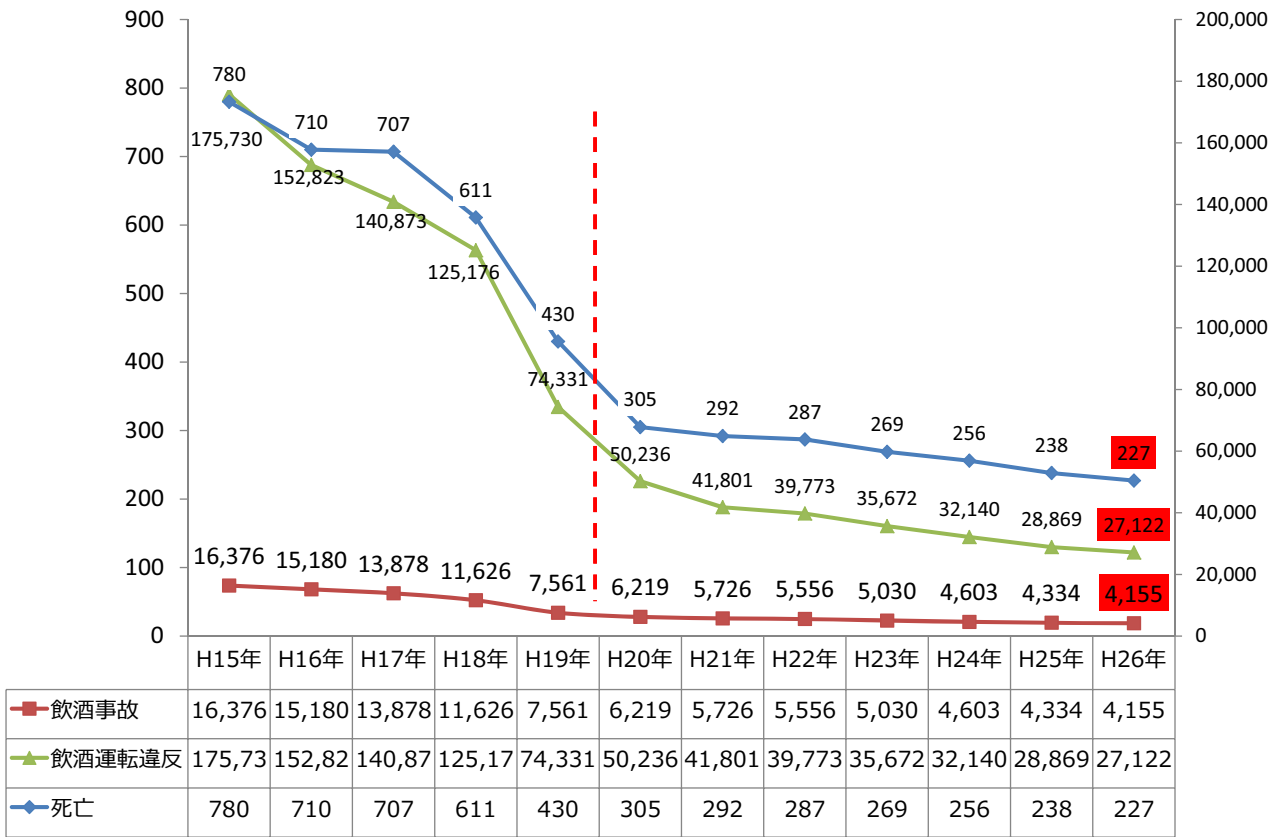
下げ止まり (飲酒運転)

平成26年 警察庁 警察白書より

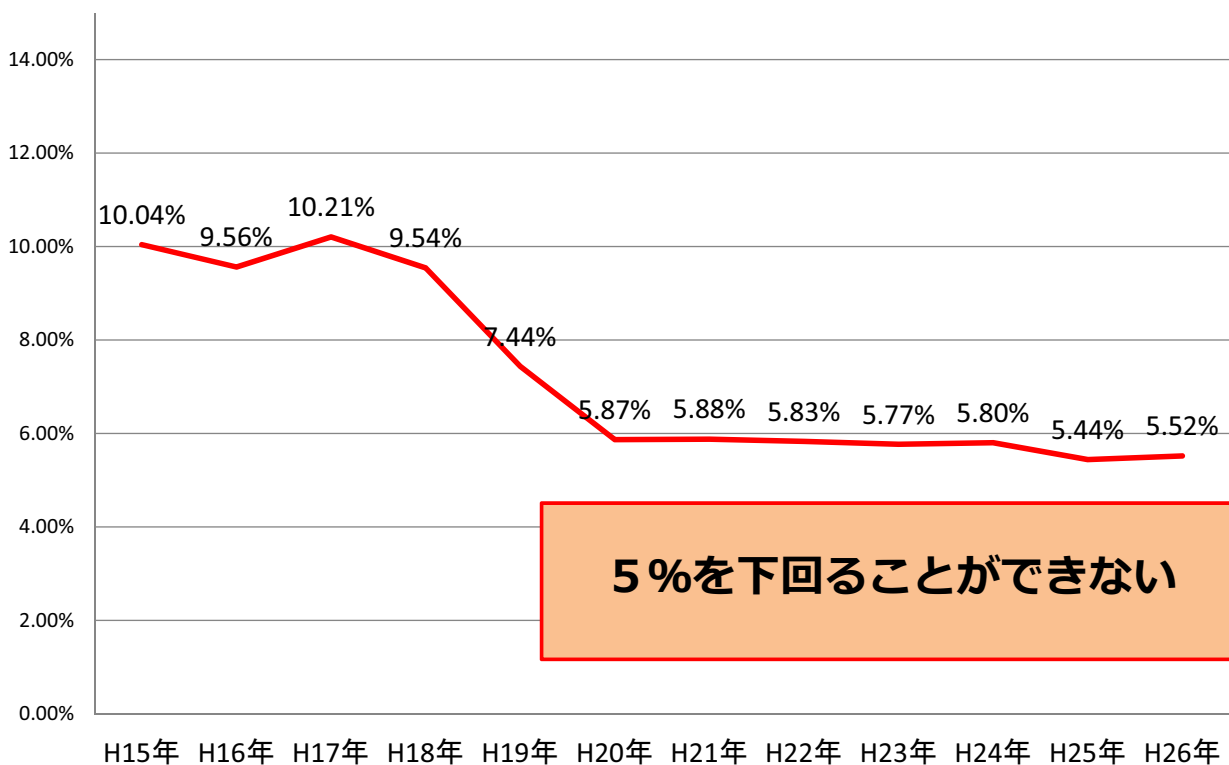
飲酒運転による交通事故件数は、平成14年以降、累次の飲酒運転の厳罰化、飲酒運転根絶に対する社会的気運の高まり等により大幅に減少してきたが、平成20年以降、減少幅が縮小し、

下げ止まり傾向にあることが、死者数の減少幅が縮小している一因と考えられる。

飲酒事故・飲酒運転違反・死亡事故件数の推移

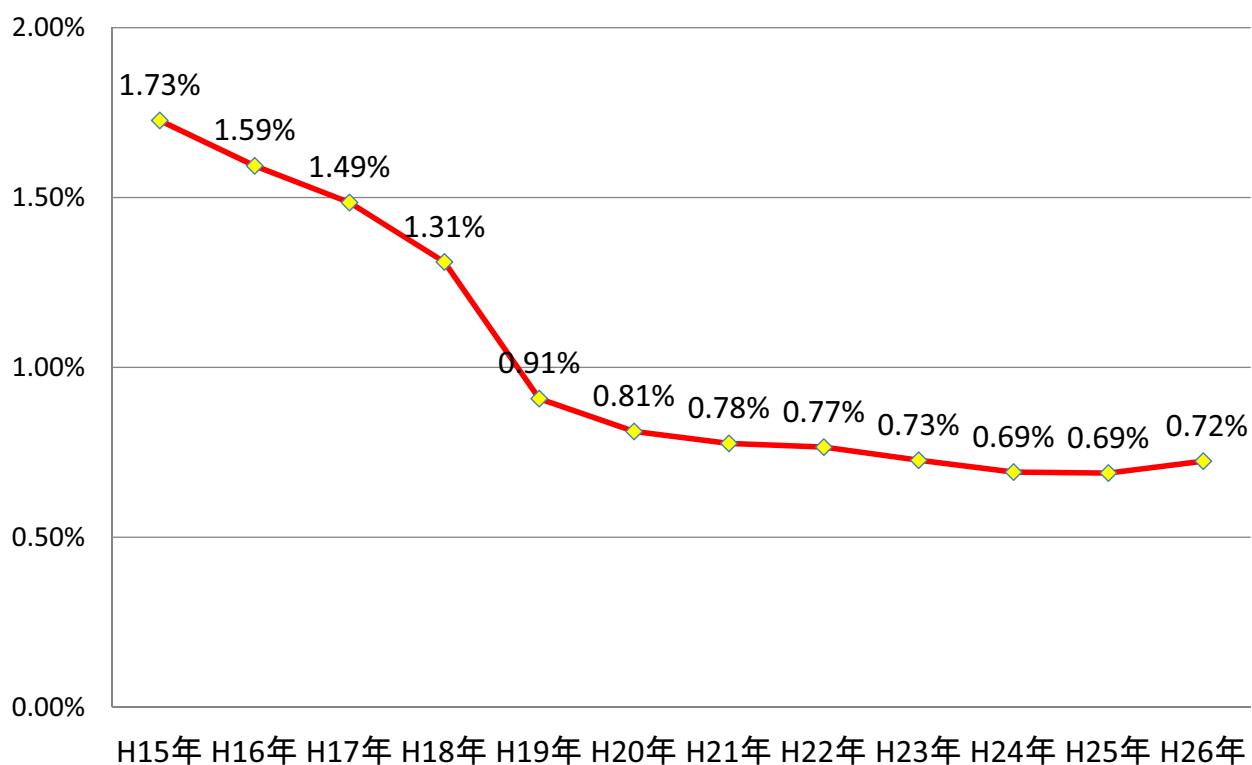


「下げ止まり」 全死亡事故における飲酒運転死亡事故率の推移



5%を下回ることができない

「下げ止まり」 全交通事故における飲酒運転事故率の推移



飲酒運転対策の流れ (2006年以降)

2006年（平成18年）～2008年（平成20年） 中央交通安全対策会議交通対策本部決定

1	飲酒運転の根絶に向けた取り組みの強化
2	飲酒運転に対する指導取締りの徹底等
3	飲酒運転に対する車両技術開発の検討
4	常習飲酒運転者対策のための連携強化

常習飲酒運転者対策の推進について

（内閣府 平成19年12月26日 常習飲酒運転者対策推進会議決定）

1	アルコールの影響や専門相談機関等の周知
2	様々な機会を捉えた飲酒行動是正のための働きかけ
3	運転免許の処分者講習の充実及び常習飲酒運転者の早期把握等
4	飲酒運転に関連する交通事犯受刑者及び保護観察対象者の処遇等の充実
5	飲酒行動是正のための事業者に対する働きかけ
6	自動車運送事業者等に対する働きかけ
7	アルコール・インターロック装置の活用方策についての検討
8	各種調査の実施

6 自動車運送事業者等に対する働きかけ

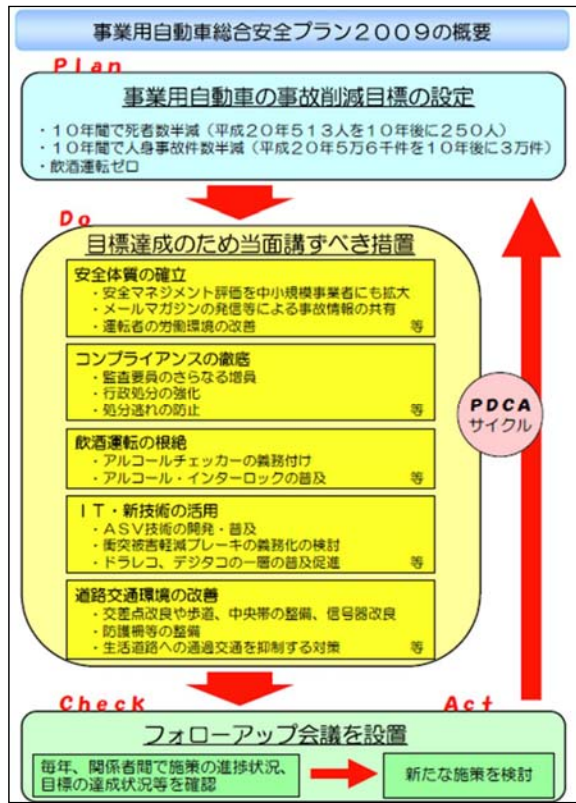
国土交通省において、自動車運送事業者の業界団体と作成している飲酒運転防止対策マニュアルの適時適切な見直しと実施の徹底を要請するとともに、運行管理者に対する講習を実施している機関に対し、アルコール依存症の専門家の知見等を踏まえた運行管理者講習の内容の見直し等その一層の充実を図るよう要請する。

また、運転者全員に対しアルコール検知器を用いて検知を行っている自動車運送事業者の現状（バス87%、タクシー64%、トラック53%）を踏まえ、自動車運送事業者におけるアルコール検知器の普及及びその適正な活用を図るよう更に要請する。

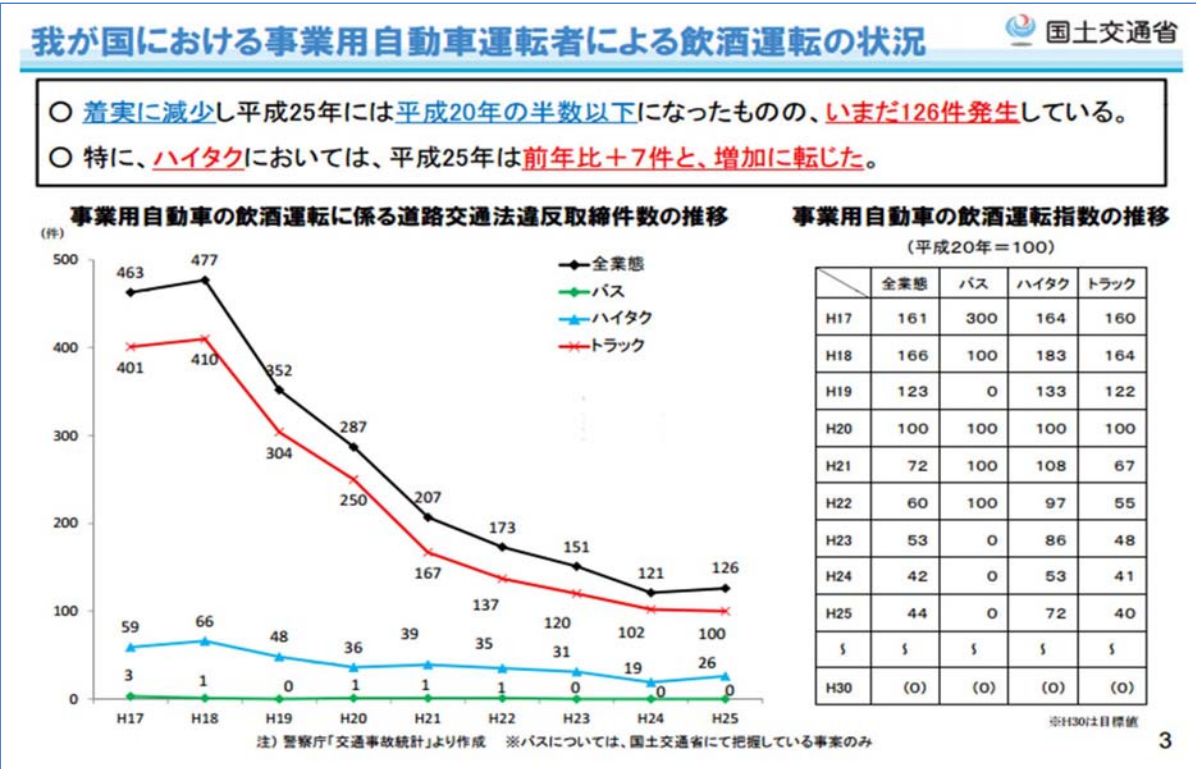
関係省庁 団体 メーカー 消費者マップ

		社会的な影響のある飲酒運転	政府	内閣府	国土交通省	(業界団体) トラック協会等	警察庁	厚生労働省	経済産業省	A S K	消費者	アルコール検知器業界
H18	2006	8月 福岡幼児 3人死亡	総合政策	常習者対策								
H19	2007				アルコールインターロック検討会	アルコール検知器助成	道交法改正(周辺3法)					
H20	2008				事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会	アルコール検知器助成						
H21	2009				事業用自動車総合安全プラン2009 アルコール検知器の義務化	アルコール検知器助成						
H22	2010			常習飲酒運転者の飲酒運転行動抑止に関する調査研究	アルコール検知器「告示」	アルコール検知器助成	違反者講習におけるフリーフィンターベンション開始					
H23	2011				アルコール検知器の義務化 IT点呼の要件緩和	アルコール検知器助成						
H24	2012				アルコールインターロック技術指針	アルコール検知器助成						
H25	2013				アルコール検査の実効性向上	アルコール検知器助成			O I M L 呼気アルコール分析器に関するコメント			
H26	2014			アルコール健康障害対策基本法	プラン2009 中間見直し 過労運転防止機器	アルコール検知器助成		アルコール健康障害対策基本法	O I M L 呼気アルコール分析器に関するヒアリング	検知器の協賛広告		
H27	2015			アルコール健康障害対策基本法	アルコール健康障害対策基本法		アルコール健康障害対策基本法	アルコール健康障害対策基本法		アルコール健康障害対策基本法	国民生活センター	アルコール検知器協議会設立

自動車運送事業者への働きかけ (2009年3月 アルコール検知器の義務化決定)



飲酒運転事案鈍化傾向にある 2014年11月 プラン2009中間見直し



プラン2009 中間見直し (2014年11月)

行政においても、飲酒運転の防止及び
監督の観点から、

ソフト面・ハード面の双方で

現時点で考えられる最大限の措置を講じ、
これまで以上に厳格な姿勢で臨むべきである。

(3) 飲酒運転の根絶・危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無 より抜粋

飲酒運転ゼロのための重点施策 (2014年11月 プラン2009中間見直し後)

①	点呼時におけるアルコールチェッカーの使用の義務付け	【実施済み】
②	アルコールチェッカーの使用の実効性向上。	【新規】
③	飲酒運転に対する行政処分の強化。	【実施済み】
④	アルコール・インターロック装置の普及。	【実施済み】
⑤	運転者の日常的飲酒に対する指導・管理。	【実施済み】

飲酒運転ゼロのための重点施策

(2014年11月 中間見直し後)

「しかしながら、これまでの対策によってもなお飲酒運転を行う者が存在することを踏まえ、アルコール依存症の効果的な予防や更正に関するプログラムの導入や、

**遠隔地でのアルコールチェックの
更なる実効性向上等、**

更なる対策について検討が必要である。

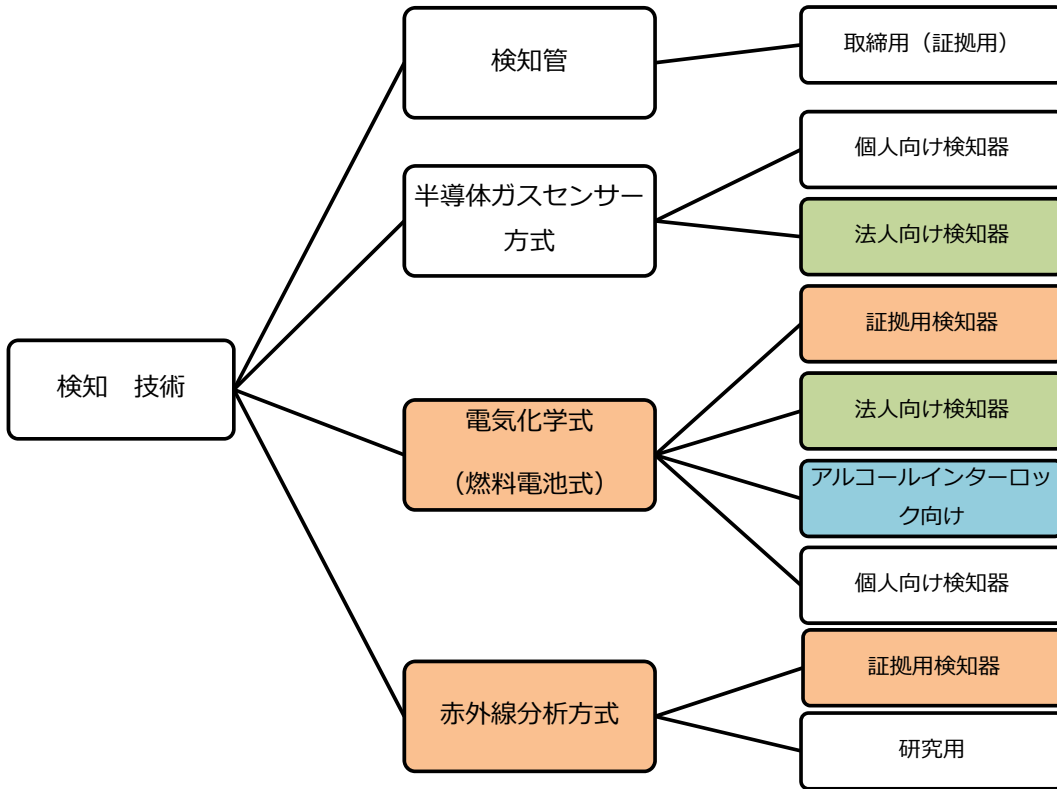
～飲酒違反件数から見た場合～
どちらのセグメントから手をつけるべきか？

セグメント	2013年 (平成25年)
飲酒運転全体	28,869件
うち、プロドライバー	126件

参考資料

世界の 飲酒検知器

アルコール検知技術とその利活用



アルコール検知器には各種技術が、警察向け、法人向け、個人向け、アルコールインターロック向け等に幅広く使われ始めている

Road side test (Random test)



PBT
(Portable Breath Tester)

Road side test




Screenener
(Alcohol Screening device)



Evidential Breath tester

**Intoxilyzer®
8000**



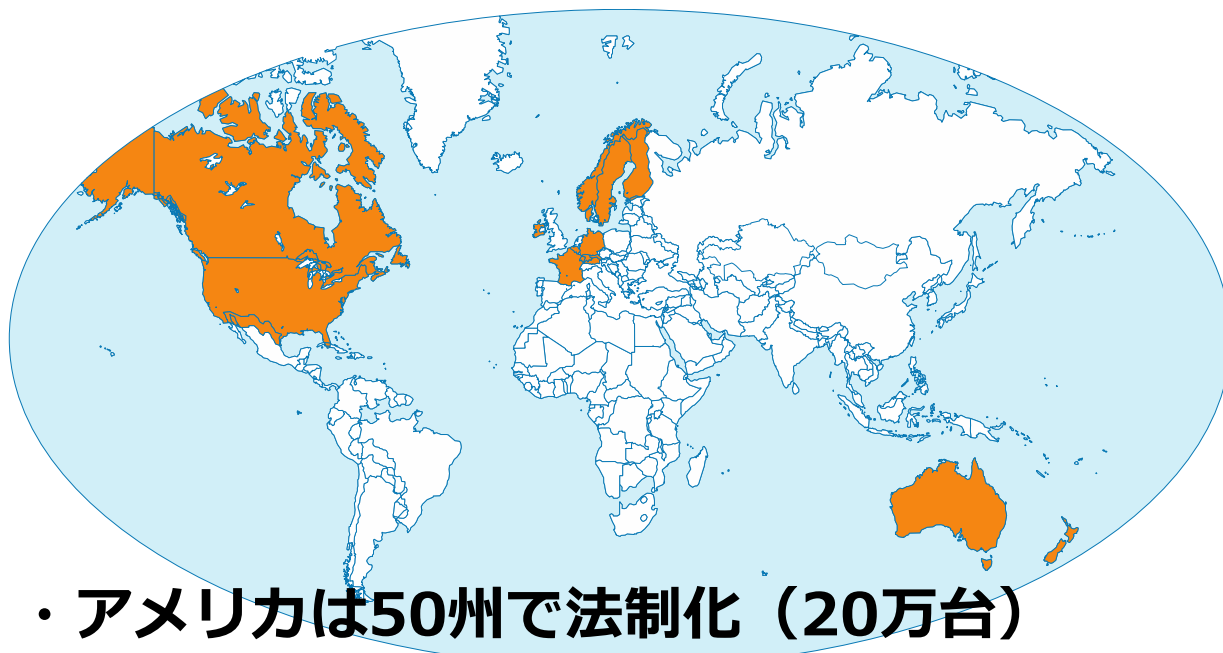
Infrared spectrometry mobile, evidential breath alcohol instrument

- Uses both 3 and 9um technology
- Fully mobile or stationary use
- Easy single button operation
- Rugged ABS case

EMI INC.



世界中で進むアルコールインターロック法制化



- ・アメリカは50州で法制化（20万台）
- ・カナダは11州で法制化、
- ・オーストラリアは4州法制化済み

Alcohol interlock devices

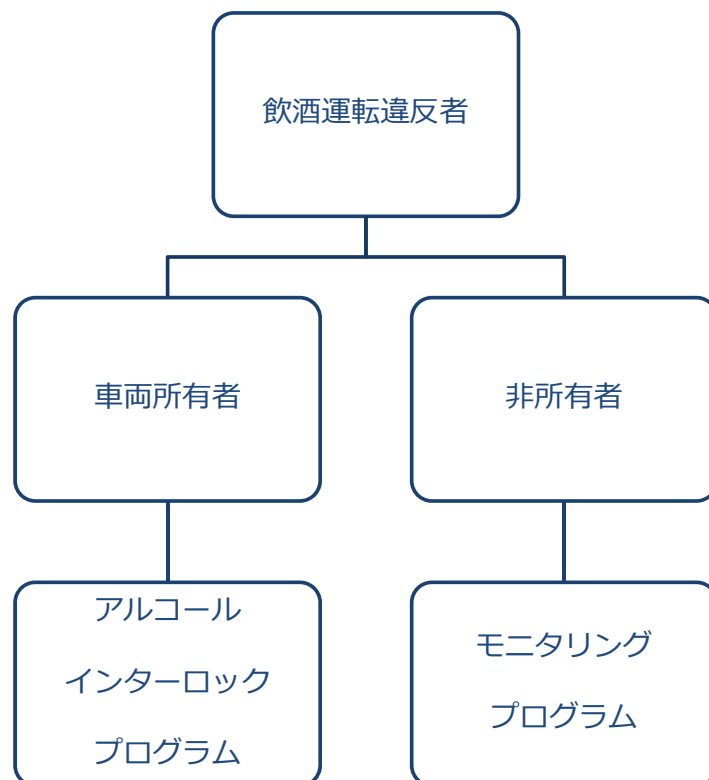


飲酒運転取締（防止）テクノロジー と 各国のアルコールインターロック法

飲酒運転防止プログラム 3つの潮流

- アルコールインターロックの普及
 - 北米で、40万台越え。
 - 「飲酒運転違反者（初犯者および常習者）」への強制装着の道交法改正が流行
- カメラをつかったテクノロジーの一般化
- モニタリングプログラム（自宅での強制呼気提出）

モニタリングプログラム (裁判所や行政が継続監視)



Alcohol interlock with Camera



ニューヨークの違反者への装着は、カメラ付きのアルコールインターロックであることが条件

ブレスレット式（皮膚で感知）



米国、SCRAM社

<http://www.scramsystems.com/index/scram/continuous-alcohol-monitoring>

Face recognition (顔認証)



自宅でのアルコールチェックの結果が
裁判所へ自動送信される仕組み

モニタリングプログラム（米国例）

- ◇対象者には、住居において呼気検査の器具を使うことが命じられる。
- ◇車にはイグニッション・インターロックが装着させられることがある。
- ◇対象者（有罪認定された者）は、定期的に Judge の前に（Court にて）出頭し、プログラムの進捗状況（アルコール等の検査結果）について説明する
- ◇プログラムに従って禁酒したかは、器具によって記録される
（経皮的アルコール検査・遠隔モニタリング・システム）

危険運転致死傷罪の学際的研究（Ⅱ）
<http://www.iatss.or.jp/common/pdf/research/h2418.pdf>

道交法における アルコール検知器

警察が使用する検知器の種別 (2015年5月まで)

証拠用検知器 (風船式)	風船を 使わなければならない (道路交通省施行令)
簡易式検知器 スクリーナー	風船を使わない

道路交通省施行令 第二十六条の二の二（改正）

（呼気検査の方法）

第二十六条の二の二 法第六十七条第三項の規定による呼気の検査は、検査を受ける者にその呼気を **風船** に吹き込ませることによりこれを採取して行うものとする。

2015年（平成27年）
6月1日以降

第二十六条の二の二 法第六十七条第三項の規定による呼気の検査は、検査を受ける者にその呼気を **風船 又は アルコールを検知する機器** にこれを吹き込ませることによりこれを採取して行うものとする。

パブリックコメント結果

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=120140018&Mode=2>

2011年5月1日

国土交通省は トラック、バス、タクシー事業者に対し アルコール検知器の使用に関して 義務付けを開始

国土交通省によるアルコール検知器の定義

旅客自動車運送事業者が点呼等において用いるアルコール検知器を定める告示
旅客自動車運送事業運輸規則第二十四条第三項の告示で定めるアルコール検知器は、呼気中のアル
コールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器とす
る。

附 則
この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百八十五号
貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第七条第四項の規定に基づき、
貨物自動車運送事業者が点呼等において用いるアルコール検知器を定める告示を次のように定める。
平成二十二年四月三十日 国土交通大臣臨時代理 国務大臣 長妻 昭

貨物自動車運送事業者が点呼等において用いるアルコール検知器を定める告示
貨物自動車運送事業輸送安全規則第七条第四項の告示で定めるアルコール検知器は、呼気中のアル
コールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器とす
る。

附 則
この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

- 1) 呼気中濃度であること
- 2) 酒気の有無を
 - ・ 警告音
 - ・ 警告灯
 - ・ 数値
(0.00mg/l OK・NG等)

世界の飲酒事故率（日本は低いのか）


	飲酒事故率	飲酒死亡事故/事故全体	備考
日本	9.6%	710件/7358件	2004年
ドイツ	12%		2004年
英国	17.8%	530件/2946件	2004年
オーストラリア	21%		2003年
カナダ	39%	1080件/2769件	2003年
アメリカ	34.9%	12,998件/37261件	2006年
日本	5.8%	269件/4611件	2011年

出典：内閣府 常習飲酒運転者の行動抑止に係る調査研究 より
<http://www8.cao.go.jp/koutu/chou-ken/h21/pdf/ref/365-380.pdf>

事例：各国の警察向け アルコール検知器の機器認定

台湾 CNMV 126

經濟部標準檢驗局臺中分局



檢度政資訊

Inspection & Metrology Information
BSMI-Taichung

93年4月 創刊
第31期
95年10月12日

發行人：分局長 江英茂

◎政令宣導 Propagation of Government Decrees

☆預告修正「呼氣酒精測試器及分析儀檢定檢查技術規範」附表2。(經標四字第09540004230號)

呼氣酒精測試器及分析儀檢定檢查技術規範附表二修正草案總說明

呼氣酒精測試器及分析儀檢定檢查技術規範(以下簡稱本規範)於九十二年五月十六日公告訂定發布後,雖於實務上呼氣酒精分析儀之特性與呼氣酒精測試器不同,其中呼氣酒精測試器使用之感測器屬於電化學反應原理,易造成元件衰竭耗損,而呼氣酒精分析儀使用之感測器則是以紅外線偵測信號強弱之原理,礙於檢定合格有效期間內計量使用達一千次,亦無化學反應導致其感測元件耗損之現象,不需比照呼氣酒精測試器為視同檢定合格有效期間屆滿之認定,本規範對呼氣酒精分析儀亦未為相同之要求,現行附表二呼氣酒精分析儀檢定合格證書關於視同屆滿檢定合格有效期間之規定,與實際未符,爰擬具本規範附表二修正草案予以修正調整。

Technical Specification for Verification and Inspection of Breath Alcohol Testers and Analyzers				S/N	CNMV 126
				Rev.	2
1. This technical specification is enacted pursuant to Paragraph 2, Articles 14 and 16 of the Weights and Measures Act. 2. The revision, date of promulgations, document No, date of enforcement and content of the amendment are listed as follows:					
Rev.	Date of Promulgation	Document No. (Ching-Piao-Szu-Tsu)	Date of Enforcement	Content of Amendment	
1	16.05.2003	No.09240004760	01.07.2003		
2	08.11.2006	No.09540004710	08.11.2006	Table 2 amended	
3. This specification is formulated with reference to the following international specifications.					
OIML R126 Evidential breath analyzers (1998)					

台湾では警察だけでなく、運輸企業（民間）がR126の性能要件を
求めることがある。

ブラジルの機器認定 (INMETROブラジル国家標準局)

INMETRO	PROCEDIMENTO PARA VERIFICAÇÃO DE ETILÔMETRO COM GAS SECO	NORMA N.º	REV. N.º
		NUM. SIMEL-108	01
		APROVADA EM	PÁGINA
		DEZ/2008	01/09

SUMÁRIO

- Objetivo
- Campo de Aplicação
- Responsabilidades
- Documentos de Referência
- Documentos Complementares
- Símbolos
- Definições
- Instrumentos, Equipamentos e Materiais Utilizados
- Restrição dos Enxertos
- Requisitos Metrológicos
- Conclusão da Verificação
- Etilômetro Reprovado
- Histórico da Revisão

ANEXO A - Especificação de misturas gasosas para aquisição

1 OBJETIVO

Esta Norma estabelece os procedimentos que devem ser adotados na execução das verificações de etilômetros portáteis e não portáteis aprovados de acordo com o estabelecido na Portaria Inmetro nº 006/2002. O procedimento utiliza gás seco como padrão na verificação.

2 CAMPO DE APLICAÇÃO

Esta Norma se aplica a Dinal Difiq e aos órgãos da REMLQ-I.

3 RESPONSABILIDADES

A responsabilidade pela revisão desta Norma é da Dinal Difiq.

4 DOCUMENTOS DE REFERÊNCIA

- Portaria Inmetro nº 006, de 17 de janeiro de 2002 - Aprova o Regulamento Técnico Metrológico (RTM), o qual estabelece as condições a que devem satisfazer os etilômetros portáteis e não portáteis utilizados pela fiscalização de trânsito na determinação da concentração de etanol no ar expirado, para fins probatórios.
- International Recommendation R.126-1998 (E) - Evidential breath analyzer
- Portaria Inmetro nº 319, de 23 de outubro de 2009 - Adota no Brasil o Vocabulário Internacional de Termos Fundamentais e Gerais de Metrologia.
- Portaria Inmetro nº 163, de 06 de setembro de 2005 - Adota no Brasil o Vocabulário Internacional Termos de Metrologia Legal.

OIML R126
1998年版ベース

オーストラリアの認定機器 (NMI R126)

Home > Publications > Certificates of Approval > Certificates of Approval for Other Categories of Instruments > 16/1/- Evidential Breath Analysers

16/1/- Evidential Breath Analysers

- We issue a new certificate and technical schedule for each variant we approve
- (Interim) means that the certificate is only valid for a limited period
- (CANCELLED) and (EXPIRED) mean that the certificate is not valid for new instruments (however always double-check certificates to check their validity)
- (WITHDRAWN) means that the certificate is not valid for any instruments (including those which may have been installed and verified prior to the withdrawal date)
- Provisional certificates allow installation and use for trade (under the conditions prescribed in the certificate) while an application for full approval is being assessed

16/1/1 Lion Model lion intoxilyzer® 8000 Portable Evidential Breath Analyser

 PDF - 560.05 KB

16/1/2 Dräger Model Alcotest 7110 MK V Portable Evidential Breath Analyser

 PDF - 276.19 KB

16/1/3 Dräger Model Alcotest 9510 AUS Portable Evidential Breath Analyser

 PDF - 124.13 KB

16/1/150 Dräger Model Alcotest 7110 MK II Portable Evidential Breath Analyser

 PDF - 233.86 KB

Note: You need Adobe Acrobat Reader to view PDF files. You can download a free copy from the [Adobe website](#).



アメリカ 証拠用検知器 各州事例

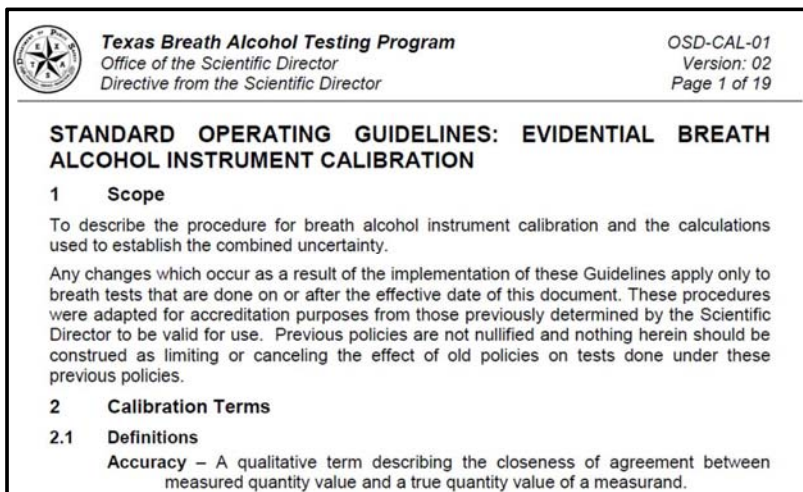
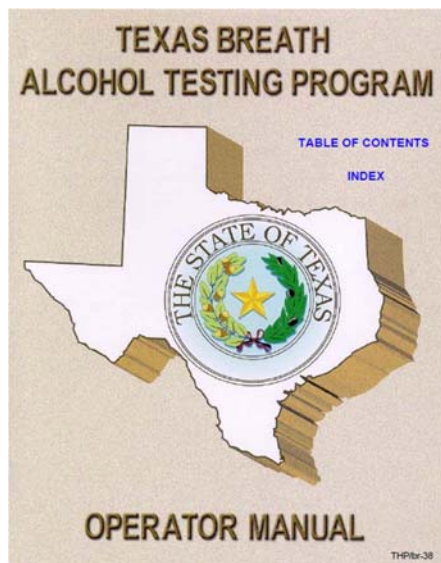
機種実績	テキサス州	フロリダ州	イリノイ州	ニューメキシコ州	ジョージア州	ペンシルバニア州
Intoxlizer 500						○
イントキシライザー 5000/8000	○	○	○		○	
イントキシライザー 9400					○	
INTOX EcII			○			
DMT					○	
EVIDENTZER 240					○	

ペンシルバニア州

CHAPTER 11D-8 IMPLIED CONSENT PROGRAM

11D-8.002	Definitions
11D-8.003	Approval of Breath Test Methods and Instruments
11D-8.0035	Approval of Alcohol Reference Solution and Sources
11D-8.0036	Approval of Dry Gas Standards Source
11D-8.004	Department Inspection and Registration of Breath Test Instruments
11D-8.006	Agency Inspection of Breath Test Instruments
11D-8.007	Approved Breath Test Instruments - Access, Facility Requirements, Obser
11D-8.0075	Agency Retention of Records
11D-8.008	Breath Test Operator and Agency Inspector
11D-8.010	Qualifications for Instructors
11D-8.011	Approval of Blood Alcohol Test Methods
11D-8.012	Blood Samples - Labeling and Collection
11D-8.013	Blood Alcohol Permit - Analyst
11D-8.014	Blood Alcohol Permit - Analyst: Renewal
11D-8.015	Denial, Revocation, and Suspension of Permits
11D-8.016	Administrative Hearings
11D-8.017	Forms

テキサス プログラム



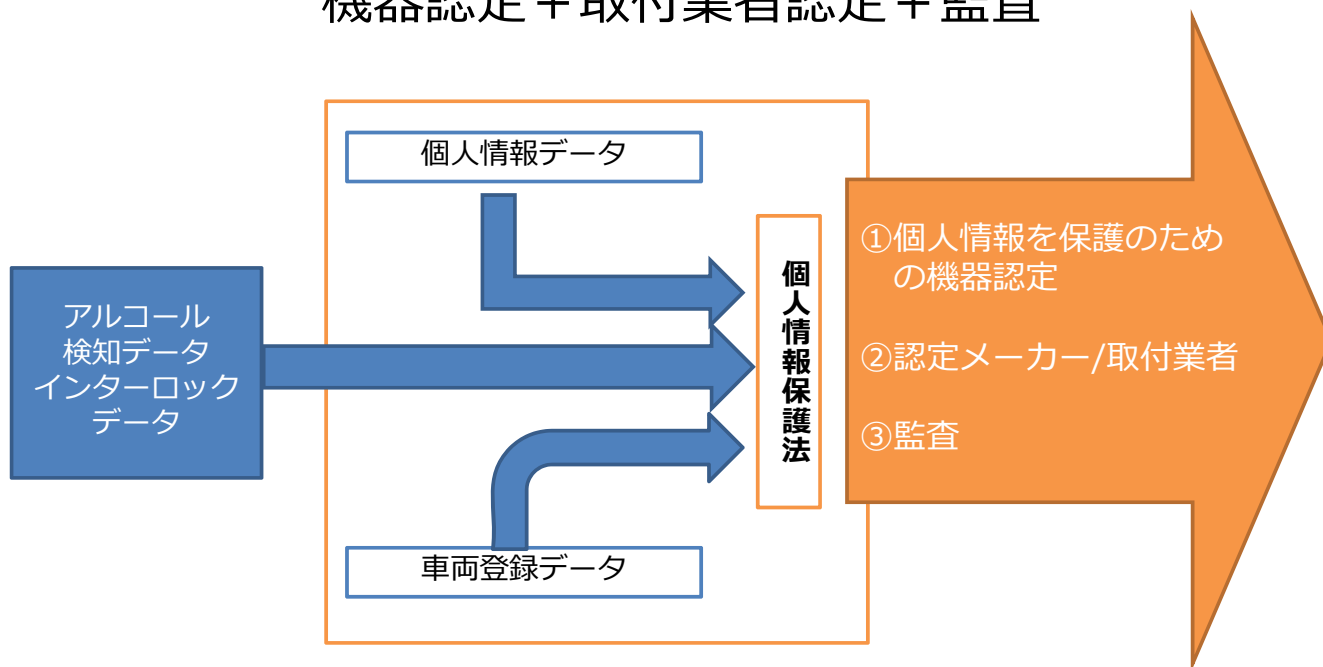
オランダ立法化準備 運営主幹について



【アルコールインターロック法制化へのタスク】

- ・ 交通法、車両法の改正案
- ・ タスクインターロック限定免許の改正
- ・ インターロック施工業者の監査
- ・ インターロックデータの取り出し
- ・ インターロック機器の認定制度
- ・ 製造に関する監査

オランダモデル（立法化準備中）における 個人情報保護法＋インターロックデータ保護＝ 機器認定＋取付業者認定＋監査



機器認定プログラムとは、テクニカルスペックだけではなく運用を含めた①＋②＋③全体を指す。

認定機器の明示方法 オランダ国 車両法改正案

2. The bar code is composed pursuant to Code 128a in accordance with ISO/IEC 15417:2007. A sample bar code for a fictitious type approval number is given below.



(Example type approval number)

1. The Netherlands;
2. Year and issue of the Official Gazette [Staatscourant] where the legislation has been published;
3. Optionally in case of amendments to legislation, this gives the year and issue of the Official Gazette [Staatscourant] where the legislation has been published;
4. Sequential number of the type approval;
5. Version number of the type approval.

証拠用アルコール測定器の国際勧告がR126である

<正式発行1998年版>



2004年11月 改版 CD1



2006年 4月 改版CD2



2007年 4月 改版CD3



2008年 5月 改版CD4



2008年 5月 改版CD5



2009年12月 改版CD6



2010年 8月 改版CD7



次回改版 2011年1月15承認予定

